

意見募集(RFC)でいただいたご意見等に対する回答

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
①	1章	スケジュール・入札条件	入札募集期間	<p>・今回入札においては、東電の入札募集規模が600万kWと大きいこと、および他電力の入札と輻輳することから、技術面や資金調達面の検討も含め(メーカーや金融機関の対応も含む)、適切な条件・価格を検討した上で応札するには、募集要綱の確定から入札募集締切まで6ヶ月弱では不十分であり、さらなる検討期間が必要です。</p> <p>・今回入札は、「平成24年度電力卸供給入札募集」(以下、前回入札(上限価格より実質的には石炭火力による入札))における不足分の募集と、1,000万kW規模の高経年火力発電所の代替に対応した募集(LNG火力による入札も想定)の一部を一括して実施することとなっておりますが、特に今回、LNG火力での応札を検討する事業者にとって、十分な検討期間が与えられなければ、前回入札から既に検討を着手していた事業者に比べて、検討期間の点で不利になります。</p> <p>・イコールフットイングの観点および多くの応札者の参加による競争環境醸成の観点も踏まえ、入札募集締切時期の延長を要望致します。(例:平成27年3月募集締め切りなど)</p> <p>【類似:No.2,3,4】</p>	LNG火力による応札も含めて、より多くの参加者による競争的な入札を実現するため、ご意見を踏まえ、入札募集受付終了を「平成27年3月目途」に変更いたします。
②	1章	スケジュール・入札条件	入札募集期間	<p>御社(のフュエル&パワー・カンパニー殿)は、新総合特別事業計画において、2014年度中に包括的事業提携を行い、包括的アライアンス事業体としてリプレース(IPP入札)に参画することを表明されています。包括的アライアンス事業体が本入札に参加しようとする、12月末の募集締切ではスケジュール的に無理があると拝察しますが、包括的アライアンスと本入札との関係性やスケジュールについて、御社のお考えをご教示願います。</p> <p>【類似:No.1,3,4】</p>	No.1をご参照ください。
③	1章	スケジュール・入札条件	入札募集期間	<p>H25.12.27に発表された「新・総合特別事業計画」P71に記載の包括アライアンスの組成スケジュールと、1つ前の弊社意見(既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合の所要コスト算出の上、上限価格に反映)等を勘案すると、「平成26年6月下旬以降～平成26年12月目途」とされている募集期間は短すぎると思われ、これを延長すべきと考えます。</p> <p>【類似:No.1,2,4】</p>	No.1をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
4	1章	スケジュール・入札条件	入札募集期間	<p>他社と共同で事業を行うことを想定し、応札を検討している場合、他社との協議等による検討期間をふまえて、入札募集受付時期(平成26年6月下旬以降～平成26年12月目途)を延長していただくことはできないか。 また、単独で応札したのち、他社との共同事業に変更することは問題はないか(共同事業とすること以外の条件変更はない前提)。</p> <p>【類似:No.1,2,3,24】</p>	No.1、No.24をご参照ください。
5	2章(1)	スケジュール・入札条件	供給開始時期	<p>・全ての発電設備が営業運転開始となるまでの間については、この入札とは別に協議・契約とありますが、応札者としてはその契約内容を事前に知り得なければ、個別の発電設備の早期営業運転開始やこれによる入札価格等への反映等が困難です。(固定費は当該期間分、減価償却費も含めて回収可能か、など) ・安価な電源をより早期に運転開始し、電気料金を低減する観点から、複数の発電設備による応札においても、①供給開始時期を個別の発電設備毎に設定可能とする、または、すべての発電設備が営業運転開始するまでは、②個別に運開した設備は事業者が自由に運用できる(外販を可能とする)、もしくは③個別に運開した設備から入札募集側に供給する場合、金銭的なインセンティブを与えるなどの措置を講じていただくなど、別途締結される契約の主たる条件をあらかじめ示して頂きますよう要望致します。</p> <p>【類似:No.6】</p>	<p>1発電場所内における複数の発電設備による応札の場合については、発電設備毎の営業運転開始時期を考慮し、発電設備毎に供給開始日を設定することも可能とし、要綱案の見直しをいたします。 なお、複数発電所のアグリゲーションによる応札の場合、システムアクセス検討上の競争検討が発生した場合の公平な評価が困難なものとなるため、当該全ての発電設備が営業運転開始となり契約条件を満たすことができる時点を供給開始日としてください。 供給開始までの間に個々の発電設備が営業運転開始となる場合で、当社との間で入札にもとづく電力供給契約とは別の個別相対によるご協議・ご契約させていただく場合の受給料金は、協議により決定するものとなりますが、例えば新設発電設備の場合には、入札価格との整合を考慮し協議させていただくこととなります。なお、当社以外に販売することも可能です。</p>
6	2章(1)	スケジュール・入札条件	供給開始時期	<p>受給契約とは別に締結する契約の主要条件について予めお示し頂きますようお願い致します。また、以下の項目については、当該主要条件に含めて頂くことをご検討願います。 ・複数の発電設備による応札の場合、安価な電源を供給することを目的に、個別の発電設備ごとに供給開始時期を設定可能として頂きますようお願い致します。 ・もしくは当該全ての発電設備が営業運転開始となるまでの間については、個別に運開した設備は事業者が御社も含めて供給先を自由に選択することができるようご配慮願います。 ・供給開始時期を前倒して御社に供給する場合、ボーナスを事業者に与えるなど、事業者インセンティブが働く仕組みを構築頂きますようお願い致します。</p> <p>【類似:No.5】</p>	No.5をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
7	2章(2)	その他	その他技術的助言	冷熱の発電への効果については、多くの研究成果が開示されている。東京湾沿岸の既往発電所に海洋深層水冷熱を適用すれば、電力需要ピーク時には、沿岸の既往発電所全体で出力が500万kW程度増加し、更に空調に冷熱を使うことで、空調消費電力を500万kW相当節約することができる。 (必要であれば詳細な資料、試算過程を開示する) これは2章の募集する電源に当たらないかもしれないが、電力需要ピーク時に対して効果的な方策であり、更に発電効率の改善により膨大な燃料消費及びCO2発生量が低減するなどから、全体を管轄する部署での検討が望まれる。	今回の火力電源入札でのご意見反映はいたしかねますが、今後の当社事業運営に対する貴重なご意見として賜ります。
8	2章(2) 10章(3)	スケジュール・入札条件	募集規模	前回落札規模を上回り再応札する事業者がいた場合、上回る規模分は、募集規模600万kWの内数になるという理解でよろしいでしょうか。	前回入札(平成24年度電力卸供給入札募集)による落札者が前回入札を上回る規模で再応札する場合、その上回る部分については、募集規模600万kWの内数として扱います。
9	2章(2) 10章(3)	その他	評価方法	再入札は別枠とのことではありますが、再応札者の判定価格が上限価格を下回ってさえいれば、他の新規応札者の判定状況に関わらず、再応札者は必ず落札できるという理解でよろしいでしょうか。	前回入札による落札者の扱いについては、今回の募集に対して再応札をしていただくことを可能とするもので、再応札者の判定価格が上限価格を下回ってさえいれば落札となるものではありません。落札可否については、今回募集に対する募集要綱案にもとづく評価により決定いたします。
○10	2章(4)	スケジュール・入札条件	契約供給期間	・応札者は、確定した受給契約にもとづき、投資回収(利益含む)や融資返済を行う事業計画を策定することを原則とするため、契約供給期間として15年間を上限とすると、売電単価が高止まりする可能性があります。 ・応札者に売電単価の最適化(工夫)の余地を与える観点から、契約供給期間の延長を要望致します。 【類似:No.11,12】	自社電源の代替電源として安価な価格で長期契約ができることが望ましいと考えておりますが、今回の入札では米国天然ガス指標の導入により多様な燃料種の応札を想定しており、将来の電力需要動向、発電設備の技術革新、電力市場の状況、燃料価格の状況等、当社を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定されるため、契約供給期間が15年間を超える場合は、契約期間満了の3年前までの申し出にもとづき再契約の協議に応じさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
○11	2章(4)	スケジュール・入札条件	契約供給期間	「新しい火力電源入札の運用にかかる指針(2次改定)」にも記載のとおり、発電事業は巨額の投資を伴う事業となり確実な資金回収が必要であることなどから長期契約が必要となります。従い、供給期間については応札者の希望があれば15年を超える期間の応札を認めるべきであり、24年度募集時と同様の期間(10~30年)を設定すべきと考えます。 また、今回契約期間を短縮された理由についても合わせてご開示願います。 【類似:No.10,12】	No.10をご参照ください。
○12	2章(4)	スケジュール・入札条件	契約供給期間	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」において、供給期間については「15年間を原則としつつ、応札者の希望があれば15年未満又は15年を超える期間の応札も可能とする」と定められているため、15年を超える期間についても許容頂きますようお願い致します。 【類似:No.10,11】	No.10をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
13	2章(4)	スケジュール・入札条件	契約供給期間	契約供給期間は10～15年間の範囲で選択可能であるが、事業環境変化に柔軟に対応するため、より短期間の設定が行えるような見直しを要望します。具体的には契約供給期間を5～15年間の範囲で選択できるよう内容変更をお願いします。	当社としましては、自社電源の代替電源として安価な価格で長期契約ができることが望ましいと考えておりますが、上限価格を下回る電源であれば、当社にとってはメリットがあることから、ご提案のとおり、供給期間については5年～15年間で選択可能とし、要綱案第2章(4)を見直しいたします。
14	3章(1)	スケジュール・入札条件	契約最大電力	<p>・契約最大電力を、契約供給期間を通じて常時供給可能な最大電力とした場合、以下のような課題が考えられます。</p> <p>①複数の発電設備による応札の場合、個別の発電設備の早期運転開始による安価な電力購入の機会が阻害される可能性</p> <p>②コンバインド・サイクルプラントは経年的な性能劣化に伴う出力低下が発生することから、特に運転開始後数年間にわたり、安価な発電能力が活用されない(されにくい)可能性</p> <p>・上記の対応策として、契約最大電力は、契約供給期間において供給可能な最大電力とする一方で、別途、期間を区切る形(年度毎など)で、当該期間毎の「供給可能最大電力」を設定する等の対応が考えられますので、ご検討を要望致します。</p> <p>【類似:NO.5】</p>	<p>当社としましては、自社電源の代替電源として安価な価格で長期契約ができることが望ましいと考えておりますので、契約期間にわたり安定して供給可能な契約最大電力により応札してください。</p> <p>また、入札において経年劣化度合いの想定について、入札条件として一律に前提をおくことも適当ではないと考えられることに加え、評価の公平性の面からも、契約最大電力、基準受給電力量は契約期間にわたり一定としております。</p> <p>経年に伴い出力低下が想定される場合、契約期間にわたり維持可能な契約最大電力の設定、または保守メンテナンスや設備更新による経年劣化対策の織り込みなど、応札者のご判断による対応を前提とした契約最大電力の設定をお願いします。</p> <p>①につきましてはNo.5をご参照ください。</p>
15	3章(3)	運用	通告運用	<p>・ガスタービンコンバインドサイクル発電設備は外気温の影響により出力が変動します。したがって、事業者がコントロールできない平均気温等については、想定した条件と実績に差が生じた場合、補正がなされるよう要望致します。</p>	<p>ガスタービン発電の場合には、別途設定根拠を提示いただいた上で、外気温の差による発生電力の変動がある場合、標準的な運転パターンのもとに、夏季・冬季・その他季ごとに運転パターンを設定することも可能としております。</p> <p>加えて、自家消費が無い場合、最大通告時に外気温に起因する未達については、通告未達割戻は適用致しません。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
16	4章(1)	その他	自社応札の定義	<p>募集要項の冒頭で、“自ら応札はしない”とありますが、貴社は常陸那珂において既に中部電力殿とSPCを組成し応札をしています。また、前回の落札者も再応札が可能とあり、常陸那珂での案件を再応札するのであれば、“自ら応札はしない”は、“自ら応札もありうる”と表現を改定し、上限価格は“自社応札の価格”と訂正する必要があるのではないのでしょうか。同様に、新たに石炭火力やLNG火力を他社とSPCを組成して応札する場合も同様に、“自ら応札はしない”は、“自ら応札もありうる”と表現を改定し、上限価格は“自社応札の価格”と訂正し、上限価格を公表する必要があるのではないのでしょうか。例えば、SPCでのマイナー出資であっても、応札に参加する時点で、一般常識的には“自社応札”にみなされるのではないかと思います。</p> <p>表現の変更ならびに上限価格の提示を貴社出資SPCの上限価格とし、明らかにして頂くことを希望します。また、落札価格や上限価格は公表がないと、参入の指標がなく、参入プレーヤーが増えてゆかないと思います。自社応札（SPCでの参画も含む）をする場合、所謂、後出しジャンケンでない保証はあるのでしょうか。自社応札価格を低く設定し落札した場合でも、貴社全体事業のなかで負担することができるかと想定され、あるいは後日の会社全体の電気料金を変更により吸収できる仕組みがあり一般のIPP会社との間で不公平が生じるのではないのでしょうか。</p>	<p>「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(以下「入札ガイドライン」)p.5の3(7)、p.16のⅢにおいて、一般電気事業者が実施する火力電源入札において、「自社応札＝一般電気事業者(入札実施会社)自らの応札」を前提とし、SPC・子会社による応札は「自社応札」に該当しないものと整理されるとともに、情報遮断措置について規定されております。</p> <p>また、入札ガイドラインでは、入札実施会社が自社応札する場合には、“事前に上限価格を公表することを要しない”と規定され、入札実施会社が自社応札しない場合についても“事前に上限価格を公表するか否かは、応札の見込み等応札者間において競争が十分に生じるかを踏まえ、入札実施会社が選択できるものとする”と規定されております。</p> <p>なお、当社は募集受付期間中にご提出いただいた封緘封印済みの入札書類について、要綱案第7章備考(*1)に規定のとおり、締切後に公証人の立ち会いの下で一斉に開封することとして、公正性を確保してまいります。</p> <p>最後に、ご指摘の当社が参画したSPC等による案件と当社電力小売事業全体との費用配分については、火力電源入札WGが、まさに当社電力小売料金審査を行う「電気料金審査専門小委員会」のもとに設置されており、主要な審査対象のひとつとしてご審議いただくものと理解しており、ご懸念は解消していただけるものと考えております。</p>
17	4章(1)	価格	上限価格	<p>・応札を検討するにあたり、上限価格非公表への影響が出ない範囲において、どのような前提で上限価格を算出しているか考え方の提示を要望致します(平成24年入札募集要綱の補足説明資料相当:利用率、耐用年数、建設単価、燃料の種類、燃料価格および発熱量等の諸要件)。</p> <p>【類似:No.19,21】</p>	<p>上限価格は、火力入札ガイドラインに基づき、当社の過去の建設実績コスト等を参考に設定いたしますが、具体的な内容については、上限価格が類推されぬよう回答を差し控させていただきます。</p>
18	4章(1)	価格	上限価格	<p>御社による上限価格の設定は、今回の募集に対しては、1つでしょうか。燃料種別や利用率により上限価格を複数設定することはないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の入札における上限価格は1つです。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
19	4章(1)	価格	上限価格	<p>「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においても言及されているとおり、応札価格と上限価格の比較容易性が重要だと考えます。そのため、御社による上限価格の算定において、以下の項目についてどのような前提を置いているのかご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用率の想定は何%か。 ・契約供給期間の想定は何年か。 ・燃料の種類は何か。使用燃料の熱量想定は単位当たり何kcalか。 ・LNG火力の場合には、米国天然ガスLNGと従来型LNGの比率はどうなっているのか。 ・米国天然ガスについては、LNG化して日本に運んでくるコストをどのように想定しているか。 ・一般的な米国天然ガスLNGのフォーミュラでは燃料本体費＝米国天然ガス価格×傾き+切片となっており、傾きと切片をどう設定しているのでしょうか。 ・加えて、燃料本体費の他に、液化・輸送費等がかかるとは思いますが、液化・輸送費等についてはどう設定しているのでしょうか。 ・米国天然ガスについては、輸入実績も少なく、入札の前提諸元として応札者の共通理解が得られにくいと思われるため、特に御社が想定される前提について開示が必要と考えます。 <p>【類似:No.17,21】</p>	No.17をご参照ください。
20	4章(1)	契約条件	解除等の補償金	<p>入札要綱94ページ ② c.に、供給開始後の解除等の場合の補償について、「上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額[得べかりし利益の賠償額]」に記載されております。応札者がこのリスクを見積もるためには、上限価格の開示が必要です。</p> <p>応札前に、上限価格が開示できない場合であっても、落札者には、落札後速やかに上限価格の開示をお願いします。落札者は、需給契約締結前までに、上限価格から上記のリスクを見積もり、法的拘束力のある需給契約締結の可否を判断する必要があります。</p> <p>【類似:No.21,86】</p>	<p>上限価格については、次回以降の入札募集への影響も考慮し公表いたしません。なお、受給開始後の落札者帰責事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、その時点では入札時から相応の時間が経過しているため個別に開示いたしますが、ご意見を踏まえ入札時点で賠償額の上限を明示することとし、要綱案に反映いたします。</p> <p><受給開始後の解約・解除> 【変更前】 「c.上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額[得べかりし利益の賠償額] 【変更後】 「c.上限価格と判定価格(いずれも契約供給期間で均等化した価格)との差額の残存契約期間に対応する金額[得べかりし利益の賠償額] ただし、「固定費価格(入札価格計算書AAの値)に年間契約基準電力量を乗じた値を12ヶ月で除した月額に受給期間の残存月数を乗じて得た金額(受給期間の残存月数は84ヶ月を上限)」を賠償の上限とする。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
21	4章(1)	その他	落札結果	<p>上限価格は公表されないとのことですが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考としたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表していただきたいと考えます。</p> <p>また、上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられることになっております。解約条件は極めて重要な契約条件のひとつであり、入札締切後のタイミングであっても公表されている必要があると考えます。</p> <p>【類似:No.17,19,20,86】</p>	<p>上限価格については、応札締切日の一営業日前日までに中立的機関(火力電源入札WG)に算定根拠となる資料とともに提出しますが、当社は新・総合特別計画において2020年度までに合計1000万kWの火力電源入札を行う計画としていることから、次回以降の入札募集時の競争上の問題となるものと考えておられるため、公表はいたしません。</p> <p>なお、受給開始後の落札者帰責事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、その時点では入札時から相応の時間が経過しているため、個別に開示いたしますが、ご意見を踏まえ、入札時点で賠償額の上限を明示することといたします。(No.20をご参照ください。)</p>
22	4章(1)	価格	上限価格	<p>H25.12.27に発表された「新・総合特別事業計画」によれば、貴社老朽火力発電設備「1,000万kWのリプレースを速やかにかつ確実に実施するために、包括的アライアンスを最大限活用」されるとのことですが、これら案件に関しまして既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、非アライアンス案件との公平性確保の観点から上限価格に所要のコストを含めるべきであるものと思料します。従いまして算定方法について予めルール化し、募集要綱で公表した上で、落札候補者決定後に火力電源入札WGで審査いただくことを要望します。</p>	<p>上限価格については、入札ガイドラインに基づき、当社の過去の建設実績コスト等を参考に設定することとし、既設設備の流用する場合は適切なコスト配賦を行います。</p> <p>なお、火力電源入札WGは電気料金審査専門小委員会のもとに設置されており、当社フエエル&パワー・カンパニーが参画したSPC等による案件については、当社電力小売事業全体との費用配分等については、審査対象のひとつとなるものと考えられます。</p>
23	4章(1) 4章(4)	スケジュール・入札条件	耐震設計等	<p>今、政府では、巨大地震等を含めた巨大リスクの存在を前提とし、国内のあらゆる重要システムが、当該リスクが発生したケースにおいても激甚被害を受けず、かつ、被った被害を迅速に回復する事ができる「強靭性」を確保する、という状況を実現する「国土強靭化／ナショナルレジリエンス」の取り組みを進めています。</p> <p>この取り組みの中で、電力システムの強靭化は、それが被害を受けた場合に、産業、経済、食料、救援、放送、金融といった、国内のあらゆる社会経済活動が深刻な被害を被ることから、とりわけ重要な最重要課題の一つとして取り上げられています。</p> <p>具体的に言いますと、昨年十二月に取りまとめた国土強靭化政策大綱には、「エネルギー全体としての需給構造の強靭化を目指し、中長期のエネルギー需給の動向や国内外の情勢、沿岸部災害リスクも踏まえ、地域間の相互融通を可能とする全国のエネルギーインフラや輸配送ネットワークの重点的対策、電源の地域分散化の促進、国産エネルギーの確保(メタンハイドレートや熱活用等)を含む国内外の供給源の多角化・多様化についての検討を推進する。」と記載されています。この中でも、今回の入札に関連する項目としては「電源の地域分散化の促進」がとりわけ関連するものと考えられます。すなわち、新規の発電所立地については、直接的な「地震」のみならず、「津波」や「液状化」が懸念される様な「高リスクの地域」(こうした地域は一般的に想定被災地内の沿岸部となります)ではなく、それ以外の地域に立地する事の有益性を加味した調達が行われていくべきである、と言う事が、政府が進める強靭化方針から演繹される方向であると考えます。</p> <p>※次項に続く</p>	<p>関東地方においては、首都直下地震等の蓋然性が高いことから、今回の募集においては、地震リスク、津波リスクに対して、国・自治体等の公的機関が公表している情報を踏まえ、立地点における影響が最も大きい地震・津波を考慮することとしており、発電所単体の耐震性能は確保できているものと考えております。また、液状化については、確保すべき耐震性を考慮の上、液状化判定結果を踏まえ、設計を実施していただくものと考えております。</p> <p>一方、電力システム全体の強靭化につきましては、国・自治体等の議論を踏まえ、当社としても適切に対応して参りたいと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
				<p>ついては、今回の、首都直下地震や南海トラフ地震が影響を受ける地域に立地する可能性のある火力電源入札においては、この国土強靱化の取り組み方針を十二分に勘案すべきであると考えます。さもなければ、必ずしも十分な強靱性を持たない電力システムが新規電源として設置され、国民社会経済が激甚被害を被り、国益の毀損が甚大なものとなる事が強く危惧されます。一国民としては、是非、そうした事態が生ずるリスク(すなわち、発生確率のみならず、「発生確率×発生時の被害の大きさ」の積)が最小化されるような調達が行われるべきであると考えます。</p> <p>(方法1)</p> <p>具体的には、あらゆる事象を想定しつつ、下記の「社会的災害リスク:XP」(下記定義のXとPの積)の値を評価し、その値を落札案件選定において考慮されることが、最も政府の強靱化の取り組みと親和性ある判断となります。</p> <p>X:当該火力電源が、地震時に機能不全となった場合の社会的経済的損失(当該電源施設、ならびに、当該地域の電力需要、供給状況についての条件を可能な限り厳密に勘案した上で、算定する)</p> <p>P:上記X1が生ずる確率(想定される様々な地震の震度の空間分布と、当該電源施設に関する様々な条件を可能な限り厳密に勘案した上で、算定する)</p> <p>ついては、ここに期した内容の「社会的災害リスク:XP」を、入札募集要綱のP13で定義されている「判定価格」の分子から「差し引く」(つまり、「一社会的災害リスク:XP」の項を分子に付加する)べきであると考えます。</p> <p>(方法2)</p> <p>このXPを厳密に評価する厳密法以外にも、現在、特定地域において「0.32円/kwh差し引く」という事とされている「需要地近接性評価」の数値を調整する方法を採用するという方法が考えられます。すなわち、それぞれの地域毎の「社会的災害リスクXPの概算値」を予め算定し、その値でもって、現状の「特定地域において0.32円/kwh差し引く」という水準を調整するという方法であります。</p> <p>なお、以上に加えて、「応札にあたり満たすべき要件」の「耐震設計」(P16)のところの基準におきまして、液状化対策を考慮することが必要であると思われる。また、動的解析におきます入力地震動につきましては、それぞれの発電所立地で想定されている入力ベクトル(長期地震動も考慮)を用いることが必要であると考えます。以上が万一考慮されていなければ、液状化による毀損リスクが拡大するのみならず、それぞれの発電所立地場所で想定される地震動が考慮されず、破壊されるリスクが増大するものと危惧いたします。</p> <p>以上の諸点を踏まえ、巨大地震リスクを十分に踏まえた強靱な電力システムの構築のために、是非とも、ご検討の程、よろしく御願い致します。</p>	

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
24	6章(2)	スケジュール・入札条件	応募方法	<p>単独で応札したのち、他社との共同事業に変更することは問題はないか(共同事業とすること以外の条件変更はない前提)。</p> <p>【類似:No4,53,92】</p>	<p>落札後に新会社を設立することとし、応札の条件を変更せずに当該新会社に地位を移転することも可能といたしますが、新会社および新会社に出資または参画するメンバーが反社会的勢力に該当する場合または電力供給を行う上で技術的信頼性が確保されていない者でないことを条件といたします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、上記の旨を要綱案第6章備考欄(*3)に反映させていただきます。</p> <p>「要綱案第6章(2)入札書への添付資料」備考欄(*3)の2、3点目を以下のとおり修正いたします。</p> <p>・落札後、受給契約の締結までの間に新会社を設立する予定の場合、代表者1名の名義で入札してください。この場合、添付資料1については、新会社に参画する予定のメンバーおよび構成比率を記載してください。なお、添付資料1どおりに新会社を設立した場合、応札者および新会社の連名(代表者名義・押印)により、本入札上の一切の地位の移転および権利義務の承継に関する申入書を提出していただきます。</p> <p>また、落札後に添付資料1の構成メンバーを変更すること、あるいは落札後に新たに新会社を設立することとし本入札上の一切の権利義務を承継させることも可能といたします(新たなメンバーが反社会的勢力に該当する場合、または電力供給を行う上で技術的信頼性が確保されていない者である場合を除く)。この場合、添付書類1を新たに作成し提出してください。</p> <p>・略。なお、落札後に添付資料1の構成メンバーを変更する場合、あるいは落札後に新たに新会社を設立することとした場合は、新たなメンバーについての様式2および会社概要などのパンフレット等を提出してください。</p>
25	4章(3)	スケジュール・入札条件	利用率変動許容性	<p>利用率変動許容性(±10%)は応札の最低条件となっているが、電源単体で対応せざるを得ない応札者にとっては当該条件が障壁となり得るため、利用率の変動条件を変更したうえで加点評価にとどめるべきである。加点評価の基準として「基準利用率の±10%」(基準利用率が70%であれば63~77%)とするなどして応札者の入札に過度な障壁とならないよう配慮をお願いいたします。</p> <p>【類似:No.59】</p>	<p>当社が安価な電力供給するため、入札電源についても当社の経済運用に従っていただく必要があります。</p> <p>入札ガイドラインにおいても、「利用率変動許容性」として年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であることが応札の最低条件とされており、入札条件としては利用率変動許容性(±10%)は適正な水準と考えております。</p> <p>また、余力活用も可能であることから、落札者への影響を緩和できるものと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
26	4章(4)	スケジュール・入札条件	耐震設計等	電力卸供給入札募集要綱案の「第4章 応札にあたり満たすべき条件」(4) 遵守すべき基準」に、LNGタンク、液化ガス用燃料設備、燃料供給設備など(以下、「燃料供給設備等」)に係る耐震設計の条件について記載があります。応札者に燃料を供給する燃料供給設備等の設置・所有者が、応札者と別法人の場合には、別法人が設置・所有する燃料供給設備等について、要綱案に記載された耐震設計条件の対象外となるとの理解で宜しいでしょうか。	発電設備については、募集要綱に記載の耐震設計条件に従って頂き、別法人が設置・所有する燃料供給設備等については、当該設備が遵守すべき法令・基準等に従い設計をお願いいたします。 なお、別法人が設置・所有する燃料供給設備等が、法令・基準等に従っておらず、燃料供給が途絶えた場合の未達リスクについては、当社との受給契約上は一義的に落札者にご負担いただくものと考えております。
27	4章(4)	スケジュール・入札条件	耐震設計等	耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)」で示された耐震性確保の考え方が示されております。 このうち区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第1回電気設備自然災害等対策WGの議事録p9に経済産業省の渡邊電力安全課長が、「その他の電気設備につきましては、耐震性区分Ⅱでございまして、Ⅰ以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございまして、一般的な地震動につきましては区分Ⅰのものと同様でございまして、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございまして、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございまして、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。 この考えに従えば、応札者の設備としては、「発電設備・受電設備の技術要件」および「耐震設計」に示された諸法令に準拠することにより、上記区分Ⅱに示されている「著しい(長期的かつ広範囲)供給支障(略)総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点(応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方)について入札要綱上で明確に示されている必要があると考えます。	区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、募集要綱に従い、応札者にてご判断・設定いただけますようお願いいたします。
28	4章(4)	スケジュール・入札条件	耐震設計等	中央防災会議では、発電所の被災と復旧の時間が震災後の復旧のネックになることも指摘されている。 地震予知は出来なくとも、J-SHIS(地震調査研究推進本部)によれば、場所ごとに想定される地震、強さ、発生確率がシミュレーションされており、今後、東京湾沿岸に建設される発電所はかなりの確度で震度6以上の地震に遭遇することが解る。 その際、被災は仕方がないとしても、復旧を速やか(週間単位)にできることが非常に重要である。 首都直下型地震が差し迫った今日、第4章の応札にあたり満たすべき条件では地震対策、被災後の回復所要時間も重要な判断要素とすべきである。	「第4章 応札にあたり満たすべき条件」(4)遵守すべき基準」に記載のとおり、国・自治体等の公的機関が公表している最大クラスの地震・津波を考慮し、地震対策、津波対策を施すことを応札の要件としております。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
29	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	システム状況について公開されている情報が平成24年10月30日から更新されていないが、資源エネルギー庁ガイドラインの趣旨に照らして、事業予見性を高めるためにも接続検討の対応が可能な時期までに最新の情報に更新をお願いしたい。	随時最新のものを公開しておりますので、募集受付開始時に再度情報の確認をお願い致します。 URL: http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/yuudo-j.html
30	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	応札に伴う接続供給申込が「暫定」という位置づけなのは、落札できない場合には失効するというものと理解しております。ネットワークの公平利用の観点から、リプレース電源あるいは既設電源の応札部分に係るシステム上のタイムスタンプについても、同様に落札できない場合には失効することになると理解しておりますが、その旨を改めて入札要綱ないしは託送関係のHPに明記をお願いしたい。	ご指摘の通り、リプレース電源および既設電源の応札に係るシステム上のタイムスタンプについても、落札できない場合には無効となります。なお、この扱いについては入札募集要綱P119「応札者が落札できなかった場合等は、本接続供給申込(入札時暫定)は無効となります。」で明記されているものと考えております。
31	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	「同一システムに複数の事業者が応札する等により新たな設備対策が必要となる場合は、応札締切後、工事費負担金概算額(電源線等工事費(特定負担分))および電源線等以外工事費(一般負担分)の再算定を行いません」と記載されておりますが、公平性・透明性の観点から、リプレース電源のタイムスタンプを所与とは扱わない旨を入札要綱に明記をお願いしたい。	自社電源地点のリプレース案件が応札してきた場合については、他の応札者に不利益とならないよう増分費用がかかる場合には出力按分するなど公平に対応してまいります。
32	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	応札評価検討中に、非応札者が別に接続検討依頼等を実施するケースが想定されうと思うが、応札評価検討が優先される結果として応札者以外のシステム利用者における接続検討申込や接続供給申込等の扱いが停止する期間が著しく長期化したり、接続検討の検討期間が標準検討期間(3ヶ月)を著しく超過するようなことにならないよう十分に配慮願いたい。	接続検討の前提となるシステム条件(システム構成、電源運転状況等)は、系統連系に係る契約申込に伴い随時変化しますが、公平な応札評価を実施するため、応札締切後の落札者選定時には、全ての応札者に対して、同一のシステム条件で評価することが不可欠です。 このため、国の「新しい火力電源入札の運用に係る指針」では、「応札締切日から落札者の決定までの間は、入札実施会社が、応札した発電事業者の電源のシステムアクセスコストを算定する作業を行うため、応札した発電事業者以外の者からの接続検討の依頼やシステムアクセス申込みに対して、これを優先させることとする。」としており、今回の応札評価においても、この指針に基づき運用いたします。 応札者以外の接続検討や接続供給申込への影響は最小限となるよう努めますが、接続検討の検討期間が標準検討期間を超過する場合には、超過する前に当該申込者にご説明いたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
33	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	<p>2020年時点での地域間連系線(東北・東京間)の計画潮流には既に先行登録されている将来電源分が含まれていると理解しますが、公知の通り、これら将来電源には運開時期が登録時の予定から大きく遅れる蓋然性が高いものがあり、より早期に運開可能な他電源の成立を阻害する要因となっています。当該将来電源による容量登録については、系統増強等の先行投資がなされ尊重されるべき点があることは理解しますが、本連系線が公共財としての性格を有する点を考慮すると、実態的に容量を長期に余したまま運用を続けることには疑問を呈さざるを得ません。</p> <p>本連系線の容量見直しは貴社の入札に参加する条件として必要な措置であり、貴社にとっても安価な電源を入札で得られるというメリットにも繋がることから、将来電源による本連系線の利用開始時期の想定を再考頂き、先行登録されている枠につき延期等の措置をお願いします。</p>	<p>現在の電力利用協議会(ESCJ)ルールに基づき提出している長期利用計画については、供給計画等を踏まえ弊社として適切な登録を実施しております。今後新たな情勢変化が発生した場合には、適切に容量登録の見直しを実施してまいります。</p>
34	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	<p>連系線容量の見直しについては電力システム改革の一環として、2015年4月に設立を予定する広域的運営推進機関の準備組織を中心に議論が進むものと思われませんが、そのスケジュールや方向性は本入札に参加する事業者の計画に多大なる影響を及ぼします。連系線容量の見直しについては貴社単独で整理するものでないことは理解しますが、本入札の受益者としての立場からも、関係先との協議を早め入札スケジュールと齟齬が生じない対応および情報公開をお願いします。</p>	<p>広域的運営推進機関での議論については、系統利用者の皆様にとって最大限の利益となるよう弊社としてできる限りの対応をさせていただきます。</p>
35	4章(5)	スケジュール・入札条件	システムアクセス	<p>優先される期間が応札締切日から落札者決定までの間とされているが、募集開始から応札締め切りまでの間にPPS参入等により、想定よりもシステムアクセス工事費用が高額になる可能性がある為、応札締切日より前に優先期間の始期を設定していただきたい。</p>	<p>火力入札ガイドラインp17の規定に則り要綱案を作成しております。また、当社といたしましても、当社NSCにおける入札電源を優先する期間については、公平性・中立性の観点から、極力短期間にすることが望ましいと考えておりますのでご理解お願い致します。</p>
36	4章(7)	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<p>電力卸供給入札募集要綱案の「第4章 応札にあたり満たすべき条件」(7)周波数調整機能および需給運用への参加に、発電設備出力10万千瓦ワット以上のガスタービンコンバインドサイクル発電設備については、周波数調整機能を有することを求めており、具体的な要求性能等として、AFC(Automatic Frequency Control: 自動周波数制御)機能を求めています。</p> <p>周波数調整機能については入札評価の対象外とされていますが、そもそも、貴社以外の一般電気事業者の系統に連系する発電設備についてはAFC機能を求める必要がないことから、同機能を有することを応札条件とすべきではないと考えます。</p>	<p>周波数調整機能の具備は、再生可能エネルギーの導入拡大や、既存発電機リプレースにより減少する調整力の維持を目的としております。また、電力システム改革において広域周波数調整が議論されていることも踏まえ、連系する系統によらずに周波数調整機能を具備していただきます。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
37	4章(7)	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービンコンバインドサイクル発電設備に要求している周波数調整機能に関する契約は、落札後、電力受給契約とは別に契約を締結することになっており、また、発生する効率低下、機会損失、対価等(固定費分含む)の扱いは、電力システム改革の制度設計が示された後に別途協議となっております。 ・そのため、結果的に周波数調整機能に関する契約を締結することがなかった場合、機能付加により過剰な設備となるおそれがあります。 ・上記は、石炭火力で応札する事業者とLNG火力で応札する事業者の間で不公平な扱いとなることから、イコールフットINGの観点からも、機能要求や費用負担、入札価格の評価等の点で条件の統一(周波数調整は必要な際に、改めて募集する等の対応も含む)を要望いたします。 	<p>ガスタービンコンバインドサイクル発電については、今回募集要綱に記載した要求性能は、基本性能として備わっており、改めて機能を追加する類のものではございません。そのようなことから、過剰な設備ではなく、従来型汽力発電機に対し不公平な扱いとはならないと考えております。</p> <p>加えて実施した場合の費用負担については適切に行い、応札者に対しては金銭的な追加のご負担は発生いたしません。</p> <p>ご提案いただいている「周波数調整機能を募集」する方法ですが、発電設備に周波数調整機能が備わっていないと成立いたしません。今後の状況変化も考慮して、追加費用が生じない範囲で設定しております。</p>
38	4章(7)	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<p>次の内容についてご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、落札者が需給運用に参加しないこともあるのでしょうか。 	<p>今回設定した周波数調整機能については機能具備して頂くことが前提で、需給運用については別途協議とさせていただきます。</p>
39	4章(7)	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<p>次の内容についてご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給運用に参加する場合、落札後に締結する電力需給契約書の内容を見直す可能性はあるのでしょうか。 	<p>募集要綱案『第4章(7)周波数調整機能および需給運用への参加』に記載のとおり、落札後、電力受給契約書とは別に契約を締結するものとしております。現在、国を中心に議論されている電力システム改革の制度設計如何によっては、将来的に見直しが必要になる可能性があります。</p>
40	4章(7)別紙5	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙5「DPC運転」の中で、「発電所の周波数調整運転可能な出力調整幅については、発電設備定格出力の50%以上とさせていただきます」とありますが、本要件が、ガスタービンコンバインドサイクル発電設備の最低出力について、少なくとも定格出力の50%を要求しているということでしょうか。 ・今回の入札募集はベース電源型であり、標準的な運転パターンも出力100%一定での運転が想定されております。 ・ガスタービンコンバインドサイクル発電設備の最低出力は、NOx排出濃度等の環境制約にも依存するため、一律で50%以上(補注:以下の誤植と思われる。)とした場合、要求スペックを満たすため建設コストが過度に増加し、ひいては電気料金の上昇につながる可能性があります。 ・また、最低出力の要求スペックを満たすために、採用メーカーが限定されるおそれがあります。安価な電源を調達する、という観点からは適切でない要求性能と考えますので要件の緩和をお願いします。 	<p>再生可能エネルギーの変動分を調整する役割をコンバインドサイクル発電が主に担っており、周波数調整、需給調整が基本性能として備わっております。最低出力が定格出力の50%以下との要求事項については、事前に国内外のメーカーに確認しており、過度な要求スペックにはならないと認識しています。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
41	4章(7)別紙5	スケジュール・入札条件	周波数調整機能	<p>「出力低下防止機能」については、一般的なスペックではないことから、採用されるガスタービンメーカーが限定される等、安価な電源を調達するという目的を阻害するリスクがあります。</p> <p>・また、世界的に引用される機会の多いThe Gridにおいても周波数の低下は49.5Hzとなっていることから、要求仕様の見直しについて、検討を要望致します。</p> <p>参考:The Grid CC.6.3.3[National Grid]</p>	<p>出力低下防止機能については、系統事故発生時における系統周波数低下に対する対策として必要であり、英国グリッドコードにも定義されており、一般的な機能であります。また、要求スペックについても過度な要求でないことを事前に国内外のメーカーに確認しており、機能の有無による建設コストへの影響は無いと考えております。</p>
42	5章(1)	その他	LNG基地開放	<p>米国天然ガスの燃料指標が導入されましたが、パイプライン近傍にある適地で安価な軽質LNGをベースに石炭と競争力可能な電源を応札しようとする場合、電力・ガス会社以外の参加者にとっては、LNG基地利用が前提となります。しかしながら、東京電力殿の基地利用の前提事項は、最長契約期間が3年とIPP契約期間15年(原則)に比し余りにも短期。また、東京電力殿の「LNG基地の現行設備・設備増強計画およびLNG取扱量」によりますと、全ての基地が平成25年度以降の取扱量は未定となっており、利用可能な余力が全く解らず、その可能性すら判断しかねる状況です。</p> <p>また、多数の利用申込があった場合、如何様に利用の優先順位付けがなされるのか、公平性の担保方法も不明確です。</p> <p>IPP募集と並行して、LNG基地の第三者利用と整合的なガイドラインの整備を進めて頂きたいと考えております。</p>	<p>今回の入札では、当社のLNG基地利用を前提としておらず、できるだけ多くの皆さまに参加していただくことを期待しておりますので、燃料の調達を含め応札者にて事業計画を策定してください。</p> <p>※当社LNG基地利用をご希望される場合は、当社ホームページ(http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/gas/lng/index-j.html)にて、LNG基地利用の協議に関する要領を確認の上、お問い合わせ窓口(当社燃料部燃料管理グループ)にお問い合わせください。</p>
43	5章(1)	価格	入札価格	<p>燃料関係諸経費のエスカレーション率については、4つの指標が示され、変動なしを含めた5指標の合成値とすると記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とするべきと考えます。</p> <p>また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能とするのが妥当と考えます。</p>	<p>入札の特性上、上限価格と各応札事業者の入札価格を同一の条件のもとで評価するため、当社が示した指標のもとに、ウエイト付けを行っていただく必要がございます。そのため、燃料関係諸経費に適用する合成比率については、雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)、為替レート、変動なしの5つの指標から、適用する費用の割合により算定願います。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
44	5章(1)	価格	入札価格	<p>・LNG火力で入札を検討する立場からコメントさせていただきます。米国天然ガス価格に連動するLNG契約は、今後増加する見込みはあっても、現時点ではほとんど実績が出ておらず、落札者が事業計画を立てる前提とすることは難しいと考えます。また、原油価格リンクに関しても、価格フォーミュラが多様であることや価格フォーミュラに用いられる原油価格と通関CIFとは異なるケースが多いことなどから、通関原油CIF価格を指標に事業計画を立てることに困難があります。</p> <p>このため、LNG火力の基準となる燃料価格としてはLNGの通関CIFも採用いただきたいと思います。</p> <p>【類似:No.45,46,50,120】</p>	<p>今回の入札では、北米シェールガスなどヘンリーハブ価格に連動した安価なLNGを導入したLNG火力について高稼働電源として応札頂きたいと考えております。</p> <p>シェールガスは現時点では輸入されていないため、貿易統計(JLC)価格を入札のエスカレーション指標とした場合、事業者のLNGポートフォリオ(シェールガス導入比率)とは異なった構成となり、事業者の燃料価格低減に向けたご努力が適切に反映されにくいものと考えております。したがって、JLCを入札時のエスカレーション評価指標とすることは出来ませんのでご理解ください。</p> <p>一方、今回の募集は、わが国へのシェールガスの輸入が今後拡大することを期待した募集条件としていること、また受給開始時点までにはわが国へのシェールガス導入が拡大し、貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値などシェールガスに関するCIF指標が確立される可能性があることを考慮し、入札時に燃料本体費のエスカレーション指標として北米天然ガスを選択いただいた場合については、受給開始までの間に、協議により貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値に指標を変更することも可能といたします。なお、この場合、液化・輸送コストは燃料本体費に組み替えることを前提に協議を行うものとします。</p>
45	5章(1)	価格	入札価格	<p>米国天然ガス由来のLNGを用いる場合については、燃料本体費のみにエスカレーションがかかり、液化・輸送コスト等についてはエスカレーションが適用されないと理解しております。</p> <p>一方で、石炭を用いる場合には、CIFを基準とするため、輸送費等を含めてエスカレーションがかかることとなります。</p> <p>入札価格を比較する上で、液化・輸送コスト等にエスカレーションが働かない分、米国天然ガスが低く評価されるバイアスがありますので、是正が必要ではないでしょうか。</p> <p>例えば、米国天然ガスLNGの評価では、「燃料本体費×本体費エスカレーション+液化・輸送コスト等×液化・輸送コスト等エスカレーション」という形で、液化・輸送コストに関するエスカレーションを加えて評価すべきではないでしょうか。また、液化・輸送コスト等は、日本の指標との連動ではなく、適切な外国などの指標との連動となることが予想されますので、海外における公の指標も選択できるよう見直しをお願い致します。</p> <p>【類似:No.44,46,50,120】</p>	<p>WEO2013における、石油および石炭の想定価格は、燃料本体の価格変動のみを想定した設定と考えられます。米国天然ガスについても同様に燃料本体価格の変動を想定したエスカレーションとしていることから、公平に評価されると考えております。</p> <p>なお、入札時に燃料本体費のエスカレーション指標として北米天然ガスを選択いただいた場合、No.44の回答のとおり、実受給における燃料費調整指標については、受給開始までの間に貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値などシェールガス輸入指標が確立されている場合には、協議により貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値に指標を変更することも可能といたします。なお、この場合、液化・輸送コストは燃料本体費に組み替えることを前提に協議を行うものとします。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
46	5章(1)	価格	入札価格	<p>米国天然ガスについては、“液化・輸送・再気化コストを除く”と記載されています。これらコストは、燃料本体費ではなく、燃料関係諸経費に区分して、燃料費の変動に伴う調整を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【類似:No.44,45,50,120】</p>	<p>ご理解の通りです。液化・輸送コストについては、燃料関係諸経費に含めて頂きます。燃料関係諸経費については、「一人あたり雇用者報酬指標」「企業物価指数」「消費者物価指数」「為替レート」の指標により調整が行われます。</p> <p>なお、入札時に燃料本体費のエスカレーション指標として北米天然ガスを選択いただいた場合、No.44の回答のとおり、実受給における燃料費調整指標については、受給開始までの間に貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値などシェールガス輸入指標が確立されている場合には、協議により貿易統計(液化天然ガス)の国別統計値に指標を変更することも可能といたします。なお、この場合、液化・輸送コストは燃料本体費に組み替えることを前提に協議を行うものとします。</p>
47	5章(1)	価格	入札価格	<p>「石炭 10,793円/t」が基準として設定されております。この基準となる石炭価格は、トン当たり何kcalを想定しているか、ご教示願います。</p> <p>前回要綱においては、上限価格の算定諸元として、石炭の燃料価格(CIF)11,167円/t、発熱量26,830kJ/kgが用いられておりましたが、これらの数値はお互いがリンクするものではなかったと思料致します。(一般炭CIFの太宗を占める電力会社使用の一般炭について、資源エネルギー庁が発表する「電力調査統計」で調べたところ、当該時期の一般電気事業者+Jパワーの平均熱量は25,323kJ/kgと、御社作成諸元の単位発熱量と比して▲5.6%となっております。)</p> <p>【類似:No.48】</p>	<p>今回入札においては、上限価格を非公表とすることから回答は差し控えてさせていただきます。</p>
48	5章(1)	価格	入札価格	<p>「原油 67,272円/kg」が基準として設定されております。</p> <p>上限価格の算定において、この基準となる原油価格は、キロリットルあたり何kcalを想定しているかご教示願います。</p> <p>【類似:No.47】</p>	<p>No.47をご参照ください。</p>
49	5章(1)	価格	入札価格	<p>前回の入札要綱ではなかったが、今回(当社補記:エスカレーションを)採用した理由をご教示願います。</p>	<p>今回の入札では、今後わが国への導入拡大が予想されるシェールガスなどヘンリーハブに連動したLNGによる安価なLNG火力による入札も期待しております。</p> <p>シェールガスは現時点では輸入されておらず、貿易統計JLC等による実績・見通しの把握ができないため、シェールガスを含む米国天然ガスの代表銘柄であるヘンリーハブ指標を採用とすることとしました。また、WEO2013によれば米国天然ガスの価格は将来的に大きな上昇が見込まれていることから、エスカレーション評価をあわせて採用しました。これに伴い他の燃料についても、同様にWEO2013にもとづくエスカレーション評価を採用しました。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
50	5章(1)	価格	入札価格	<p>・現在の入札募集要項にある燃料費の考え方では、LNG火力で応札を考 えている事業者にとって、①価格リスクと②数量リスクの両方が事業者側に 寄っている点で、発電所建設のファイナンスを組成できないリスクが非常に 高い状況です。 ・そのため、以下の点について、検討を要望致します。</p> <p><①価格リスク> -運賃や液化コストなど実際にかかる諸経費が適切に本燃料費に連動し て回収できない(米国案件は長距離輸送であるがゆえ、多大な気化コストも かかる) -CIF価格を用いている石炭価格と比べて、不公平に事業者側にリスクが 寄っている -上記観点から、LNG火力についても、日本着価格も指標として採用可能 とすべき</p> <p><②数量リスク> -HH価格でLNGを供給できるのは米国案件がその太宗であるが(HHはそ もそも米国のガス価格)、最終投資決定が済んでいる案件はわずか一案件 のみである -また、米国案件には、輸出許可取消リスクや、パナマ運河という ChokingPointを通過して長距離輸送するリスク等、固有のリスクがあり、こ れらが事業者側に寄ることになると、応札できるものがいなくなる可能性が ある -これらから、現時点で米国案件等によるHHリンクでの供給をコミットでき る供給者は皆無となるリスクが高い -上記観点から、HH導入部分について、市場の実績に連動させる等、変 動を可能とするべき</p> <p>・なお、「入札募集側のHH導入の意向」については理解しており、上記の要 望を導入した上でも、HH導入拡大に向けた一定のインセンティブやコミット メントを織り込んだ提案は検討可能であると考えます。</p> <p><「入札募集側のHH導入の意向」に関する付言> ・HHは米国内一地域のガス取引指標であり固有の事情で独歩高となるリス クは十分にある。 ・日本のLNG輸入者は多様な価格指標を導入し、より安定的に安価な調達 ポートフォリオ形成に向け努力をしているところ。現在の入札募集要項で は、これが実現された時に入札募集側がメリットを受けることができない が、上記の案ではそのメリットを享受可能。 ・ポートフォリオ供給については、上記の価格面だけではなく、量的な供給 信頼性についても多大なるメリットがある。日本全体としてのエネルギー安 全保障を促進させるために、供給信頼性に関しても適切な評価がなされ、 然るべきインセンティブが付与されるべきと考える。</p> <p>【類似:No.44,45,46,120】</p>	No.44をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
51	5章(1)	価格	入札価格	<p>・ガスタービンの高温部品の修理については、基本的にガスタービンメーカーが部品を供給することとなり、その費用も高額です。ガスタービンメーカーは、国外にも多く存在するため、価格補正が国内指数のみによる場合、海外製品の調達にあたり、事業者としては為替の変動によるリスクを考慮する必要があることから、運転維持費を高めに見積もる必要が生じ、結果として安価な電力供給の妨げとなるリスクがあります。</p> <p>・したがって、運転維持費に適用するエスカレーションの指標(価格補正の指標)にも為替レート(ドル、ユーロ等主要通貨)の適用をお願いします。</p> <p>・また、為替レートを指標に適用できることにより、その他の機器についても海外製品への導入の余地が広がり、より安価な電力供給を促すことにつながると考えます。</p> <p>【類似:No.52,107,129】</p>	海外企業からの応札も想定していることから、ご意見のとおり、現在の燃料関係への為替レートの適用について、運転維持費についても、同様の為替レートを採用することと致します。
52	5章(1)	価格	入札価格	<p>運転維持費の調整に適用する指標は、過去の実績によって見通すことができないため、エスカレーション率を一律0%としているが、見通しが可能である国際指標を採用してはどうか。国際入札に鑑み、海外製品の採用に起因する事業者と他事業者での円滑な競争のため、外国製品を使用した応札者にもご配慮頂ければ幸いです。</p> <p>【類似:No.51,107,129】</p>	<p>運転維持費は主に人件費、修繕費、薬品費、その他経費で構成されており、国内における発電事業であることから国内の指標を採用しております。</p> <p>但しご指摘のとおり、海外製品を採用した場合には、修繕に伴う材料については輸入品であることが考えられることから、運転維持費の連動指標に「為替レート」も考慮するように変更致します。</p>
53	6章(2)	スケジュール・入札条件	応募方法	<p><p.41 6.応募方法(備考)></p> <p>・応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において、落札後新たに落札者がパートナー投資家を招聘することで事業への出資比率・出資額を調整すること等の柔軟な参加形態を可能とすべきと考えます。</p> <p>・「新会社を設立する場合は、……新会社に参加する予定のメンバーおよび構成比率を記載してください」「計画の主体が合弁会社や落札後に新会社を設立する等の場合は、実際に事業を行う主体および構成メンバーについて、それぞれ様式2を提出してください」との記載があり、応札時点において落札後に合弁会社等の新会社設立を計画している場合、当該新会社に参画する構成メンバーや出資比率を記載した書類や、様式2を提出する旨定められておりますが、例えば、p.103の8.契約条件(26)契約の承継の定めにもごさいますように、貴社の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、落札後に参加企業が加わる(金融投資家等の参画)こと、結果として出資比率を変更することも可能である旨を確認させて頂きたく存じます。</p> <p>【類似:No.24,92】</p>	No.24をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
54	7章(1)	その他	競合検討結果	<p><p.47 7.評価の方法および落札者の決定 (1)応札にあたり満たすべき条件への適合を確認 (備考)></p> <p>・貴社は、貴社送配電部門若しくは一般電気事業者の送配電部門から、再算定前後の電源線等工事費(特定負担分)のうち、貴社への卸供給(入札分)に係る金額の開示を受け、『(別紙3の1)評価時における電源線等工事費(特定負担分)および電源線等以外工事費(一般負担分)の調整』にもとづき、入札価格に含まれる電源線等工事費(特定負担分)を調整するとの定めがあり、当該規定により、貴社により入札後に入札価格を変更できる建付けとなっております。入札プロセスの透明性を確保するために、当該再算定が行われる際には、再算定が行われる背景・入札価格への影響等につき、貴社から応札者に対して合理的な説明を行って頂きますようお願い致します。</p>	<p>応札締切後の応札評価の段階で、複数の応札者が増強設備を共有すること等により、接続検討回答書でお示した系統アクセスに関する工事費が変動する場合があります。</p> <p>当社による応札評価の結果は、公平性・透明性を確保するために、中立的機関の審査を経て落札者が決定しますが、応札評価の過程で状況変化により電源線等工事費(特定負担分)または電源線等以外工事費(一般負担分)が変動した場合は、落札者決定後にその内容についてご説明いたします。</p>
55	7章(2)	価格	評価価格	<p>「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においても言及されているとおり、応札価格と上限価格の比較容易性が重要だと考えます。</p> <p>そのため、契約供給期間、年間契約基準利用率が異なる場合には評価価格を補正する方が適切なのではないのでしょうか。</p> <p>あるいは、補正がない場合には、御社が上限価格算定にあたり前提とした契約供給期間、年間契約基準利用率について開示いただくべきと考えます。</p>	<p>契約供給期間や年間契約基準利用率の選択は応札者のご判断によるものと考えており、評価にあたって契約供給期間および年間契約基準利用率の違いによる価格の補正は行いません。</p> <p>つきましては、応札者の入札価格の検討において、損失・リスク等を踏まえて、契約供給期間および年間契約基準利用率の設定をお願いします。</p> <p>なお、上限価格は非公表といたしますので、算定緒元に関する回答は差し控えていただきますが、少なくとも募集条件と異なる前提による算定を行うことはありません。</p>
56	7章(4)	スケジュール・入札条件	落札候補者の選定通知	<p>落札候補者を決定した時点において、落札候補者になったことが当該候補者に通知されるのかどうか記載されておりましたが、例えば落札候補者の決定から落札者の決定までの期間で準備等を円滑に進めるといった観点から、落札候補者に決定した時点でその旨通知して頂きたいと考えます。</p>	<p>火力電源入札ワーキンググループにおいて、当社が入札募集要綱にもとづいた評価により落札候補者を選定しているとして了承された場合に、落札候補者は落札者となります。一方、入札募集要綱にもとづいた評価が行われていないとされた場合は、当社は再評価を行うことから、その結果、一度当社が落札候補者として選定した場合でも、落札者とならない可能性がございます。</p> <p>そのため、落札者として確定した時点で、速やかにお知らせいたします。</p>
57	8章(15)別冊標準契約書A第1章第5条	契約条件	試運転電力	<p>・「原則として」を削除願います。</p> <p>・試運転は営業運転開始後、以降の発電出力の追従性や環境規制値の逸脱による不要な停止を防止し、乙からの通告運用に備えるための行為となります。</p> <p>一方、乙は燃料費用を含む可変費について、提出様式案様式8の入札価格計算書で金利等の事業者利益部分を含むことを目的としない計算を要求しています。</p> <p>・よって、可変費は通常の場合において発電事業者の費用そのものであり、第2種電力量料金単価や第3種電力料金単価を適用した場合には、本契約や法のおよび社会的に要求される発電事業者の健全な試運転を損なってしまいます。</p>	<p>建設時の試運転電力について、当社が別途契約により受給させていただく場合の料金については、受給契約に定める第1種料金を基本としつつ、必要に応じ実態に即したご協議をさせていただくものと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
58	8章	契約条件	標準契約以外の協議事項	<p><p.54 8契約条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、標準契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべきと考えます。 ・「電気事業法の規定による特定入札として、入札時の競争条件の公平性を損なわないと判断される場合は、協議により細目規定をおくことができるもの」とされていますが、「細目規定」にて取り決めることが許容される事項やその粒度、「細目規定」を締結する時期について詳しくご説明下さい。 ・例えば、(イ)募集要綱p.58に記載されている「利用率低下補正」の内容、(ロ)募集要綱p.92-93、p.96-97にて説明されている貴社の原因による解除等の補償について、「通常生ずべき落札者の損失」の具体的な内容、などを「細目規定」にて予め明確化して取り決めることは可能と考えてよいでしょうか。 ・落札者としては、「細目規定」により標準契約書を補足することにより初めて標準契約書の締結が可能と判断することも考えられますが、落札者が満足する「細目規定」を締結することができない場合は標準契約書の締結を行わないことも許容して頂きたいと考えます。尚、「細目規定」で定められることが想定されている事項の中には受給契約書締結後にでない定められない種類のものが含まれていることは理解しており、事後的に別の「細目規定」にて手当されることも可能として頂きたいと考えます。 	<p>落札候補者選定における公平性を阻害しないため、要綱および標準契約書において、別途協議としている項目および規定のない内容等を除き、標準契約書による契約をお願いいたします。</p> <p>なお、細目規定にて取り決めることを想定している事項は、要綱および標準契約書の変更にあらず、かつ入札としての競争条件の変更にあたらぬ範囲であり、主として要綱および標準契約書において別途協議としている項目および規定のない内容となります。</p> <p>そのため、利用率低下補正の内容や、当社の起因による解除等の補償における「通常生ずべき落札者の損失」の具体的な内容を、細目規定にて明確化することは可能です。</p> <p>なお、その時期については、利用率低下補正など受給契約の締結後で、機器スペックが確定した後に取り決めるのが適切と考えられますので、細目規定の締結時期は、標準契約書締結時や供給開始前など、規定の内容に応じて適宜取り決めることを想定しております。</p> <p>また、細目規定の内容で合意がえられないとして受給契約書の締結が行われない場合、落札のご辞退をいただくこともあり得るものと考えております。</p>
59	8章(10) 8章(11) 8章(12)	契約条件	通告未達割戻料金 停電割戻料金 超過停止割戻料金	<p>新規参入者であるIPPは一般電力会社のように大規模の電源を持ちえない。多くは単発設備である。それだけに予備率を持たない。このような新規参入者に対して電力と同じ安定供給力を科すのは、公平に見えて実は公平ではなくIPP側に厳しい条件である。電力と雖も予備率ゼロで安定供給も求められれば実行は不可であろう。</p> <p>基本的にIPPは、参入障壁を低くして多くのプレーヤーに出現して貰って電力コストを低減するのが目的のはずである。それを、電力会社とのイコールフィッティングに拘ってあくまで平等なルールを科すことは、実質的に参入障壁を高くし徒に参入者を限定することになり、結果的に真の規制緩和になり得ず、電力コストの低減にもつながらないということになりかねない。見かけの公平性は参入障壁となる。</p> <p>このような考えに立てば、電力未達や停止の場合のペナルティーなどは緩和の方向で再考されてしかべきではないでしょうか。</p> <p>【類似:No.25】</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、通告電力量からの乖離(超過・未達)は当社需給運用に影響をもたらすことになるため、計画どおりの発電を基本とさせていただきたいと考えております。</p> <p>したがって、一定の許容範囲を超えた通告未達、停電および超過停止については、ペナルティ料金を設定いたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回入札においては、前回入札と同様に、停電・停止が生じた場合の対応として、ペナルティ料金のお支払いの他に、他の電源や取引所から調達した電力による補填によることも可能としております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
60	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	<p.78 8.契約条件 (12)超過停止割戻料金> ・送電の停止を行う原因として「発電設備の事故等」との定めがございますが、事故以外で送電停止を想定し得るケースについて、例示頂けますでしょうか。	事業者ごとに発電形態が異なり、具体的な内容として定義することは困難と考えられます。例示として挙げられるケースとして、発電設備の不具合により緊急的に発電設備を停止させる場合には、事象に照らし判断いたしますが、原則として停電・停止電力量となります。
61	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	<p.78 8.契約条件 (12)超過停止割戻料金> ・「送電の全部または一部の停止を行った場合」との記載がございますが、ここに定められる送電の「全部の停止」及び送電の「一部の停止」の意味を明確化頂きますようお願い致します。「停止」とは出力がゼロになることを指すのでしょうか。その場合、「一部の停止」を行う場合とは、例えば発電設備が2系列ある場合において1系列の出力がゼロとなるようなケースが想定されているのでしょうか。また、「停止」が出力がゼロになる状態を指すのではない場合、どのような基準(時間・負荷率等)で「一部の停止」状態であるとみなされるのでしょうか。	「送電の全部の停止」とは、当社の通告値に対して、発電設備の事故等により送電量が0となる場合を指します。一方、「送電の一部の停止」とは、当社の通告値に対して、発電設備の事故等により送電量が通告値を下回る場合を指します。そのため、「送電の一部の停止」には、1系列の発電設備において、事故等により出力が低下した結果、当社の通告値を下回る送電量となった場合が該当いたします。
62	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	<p.78 8.契約条件 (12)超過停止割戻料金> ・「停止電力量の年間累計値が、当該年度の年間通告電力量の5%を超えた場合は、次により算定される超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割引」との定めがございますが、年度末月の基本料金にて当該超過停止に係る精算金をカバーできない場合、どのような措置(例:次月に未払分の精算金支払等)がなされるのでしょうか。	超過停止割戻料金が年度末月の基本料金を上回る場合、年度末月における基本料金と電力量料金を合算した受給料金から割引引きします。ただし、超過停止割戻料金が年度末月の受給料金を上回る場合には、超過停止割戻料金と年度末月の受給料金の差額を当社にお支払いいただきます。上記について、標準契約書案に明記いたします。
63	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	年間未達通告補償料金における御社の支払義務と横並びの観点から、「年間契約基準電力量の10%を超過した場合」に適用されるよう変更願います。	今回募集する電源は、契約供給期間を通じて安定的に運転できる設備であることも条件としております。そのため、基本的には計画外停止を極力抑えていただきたいと考えておりますが、発電設備の事故等の発生の可能性も踏まえ、超過停止割戻料金については、年間契約基準電力量の5%を免責とさせていただいております。一方、今回募集する電源は、火力入札ガイドラインにありますように利用率変動許容性として、年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であることを応札の最低条件としております。そのため、年間未達通告補償料金は、当社が応札の最低条件での変動許容枠(契約最大電力に8,760時間を乗じて得た電力量の10%に相当する電力量)を超えて変更通告(通告電力量を減少)を行った場合の応札者への補償について規定したものです。従いまして、超過停止割戻料金と年間未達補償料金については、料金の意味合いも異なることから、それぞれ別の基準値を設定しております。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
64	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	<p>・計画外作業等で停止に至った場合は、例えば、特定期間内で年間契約基準電力量を満足できることを条件として、停止電力量の対象外としていただきたい。</p> <p>【類似:No.65】</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、当社の電源全体の運用上、落札電源については、30分ごとに当社の通告どおりに送電していただくことが原則となります。</p> <p>また、ご提案について、安定的な供給を行っていただくためには、特定期間を単位とした停止電力量の累積管理は不相当であると考えており、年度単位での算定とさせていただきます。</p>
65	8章(12)	契約条件	超過停止割戻料金	<p>・超過停止電力量は年間契約基準電力量の5%までカウントされない仕組みとなっておりますが、事業者の努力により停止電力量をリカバーする仕組みの導入を検討いただけませんか。</p> <p>・例えば、①事業者の努力により計画停止期間が短縮し、新たに発電できることとなった期間に発電可能な電力量については、停止電力量との相殺を可能とする。②供給期間は15年の長期にわたるため、健全な設備であっても供給期間中にこれを超過する停止が発生する可能性があります。超過停止電力量累計が年間契約基準電力量の5%に達しなかった場合、その差分について翌年以降数年間は繰り越しを可能とする等、事業者の努力にインセンティブを与えるとともに、一定の健全性を有する設備の救済措置についてご検討願います。</p> <p>【類似:No.64】</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、当社の電源全体の運用上、落札電源については、30分ごとに当社の通告どおりに送電していただくことが原則となります。</p> <p>ただし、当社は、落札者に毎年度提出いただく停止計画および基準利用率(特定期間平均)をもとに、毎年度の年間通告電力量を設定しますが、年間通告電力量を上回る供給をしていただいた場合は、その上回る電力量をもって当該年度の停止電力量を減殺することも可能とします。(年度を跨いだ減殺はいたしません。)</p> <p>なお、年間通告電力量を上回る受給については、当社からの変更通告(利用率変動許容性)による受給運用となりますので、当社に受給電力量を増加させるメリットがない場合など、変更通告を行わない可能性がありますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、落札者が希望し当社が合意した場合は、標準契約書(A第18条第3項、B第21条第4項)にもとづき+10%を超える変更通告による減殺も可能といたします。</p>
66	8章(14)	契約条件	利用率変動許容性	<p>変更通告で年間累計で契約最大電力に8760時間を乗じた値の±10%に相当する電力量の範囲まで御社は通告できるとしており、現行案においては、仮に御社が常に変更通告として下限のマイナス10%を通告したとしても、事業者は補償料金すら得られないこととなります。IPP事業において不安定な通告は事業性に大きく影響を与えることから、不感帯である10%の幅を狭め、補償料金を支払うべきと考えます(例:10%→5%に引き下げるなど)。</p> <p>【類似:No.126】</p>	<p>火力入札ガイドラインにおいても、「利用率変動許容性」として年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であることが応札の最低条件とされており、利用率変動許容性(±10%)は適正な水準と考えております。したがって当社の利用率変動許容性に基づく通告変更による利用率低下については補償は行いませんがご理解賜りたいと考えております。</p> <p>なお、当社が利用率変動許容性にもとづく変更通告を行わない場合、余力活用を可能としており、落札者への影響を緩和できるものと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
67	8章(17)	契約条件	供給開始予定年月の変更	<p>・前回、補償免責事項として記載があった、「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画との整合が図られないとして、発電所の計画が認められない場合」の条件を戻して頂きますようお願い致します。(この要素は、前回入札時と変わらず、落札者の責によらない事由と考えられます。)</p> <p>・もしくは上記免責条項が、「落札者の責めとならない地域事情等の事由」に含まれているのであれば、平成25年3月に環境省より公表された「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」の火力発電所アセスメント全体工程※に鑑み、「1年6ヶ月以内」の条件を削除または期間の延長(52ヶ月程度)をお願い致します。</p> <p>※一般工程...52ヶ月 リプレースに係る合理化工程...37ヶ月</p> <p>【類似:No.68,82,85,87】</p>	No.68をご参照ください。
68	8章(17) 8章(21)	契約条件	供給開始予定年月の変更 供給開始前の解除等	<p><p.86 8 契約条件 (17)供給開始予定年月の変更></p> <p>・供給開始年月の変更及び供給開始前の解除等に際しての補償免責のケースとして、「落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後1年6ヵ月以内の場合」との記載がございます。地域事情等(例:地元自治体のプラント建設に係る意向変化等)の事由については、契約締結後から供給開始迄の期間に亘り生じ得る類のものと考えますので、当該期間設定(1年6ヵ月以内)を削除することをご検討お願い致します。</p> <p>・また、補償免責事項として、下記の事項につき追加頂きますよう、お願い致します。</p> <p>1.環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む)との整合性が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合</p> <p>2.BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められない場合</p> <p>・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。</p> <p>【類似:No.67,82,85,87】</p>	<p>・地域事情等の事由で解約された場合は、当社は代替供給力確保等の対策を早期に図る必要が生じるとともに、そのための追加費用が発生することから、当該事由による免責は契約締結後1年6ヶ月以内の申し出の場合とさせていただきます。</p> <p>・前回要綱にございました、</p> <p>1.環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む)との整合性が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合</p> <p>2.BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められない場合</p> <p>については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議 取りまとめ」(平成25年4月26日)において、環境影響評価におけるCO2の取扱いが示され、国はその内容を確認することにより審査を行うとされております。</p> <p>「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議 取りまとめ」(平成25年4月26日)で示された内容を踏まえ、本要綱では、上記の「1.」については、当社の自主的取り組み、「2.」について応札に当たり満たすべき条件としたことから、免責事項の特記としては除外いたしました。</p> <p>ただし、このうち、「1.」については、仮にこの事由により発電所の建設が認められない場合には、認められない理由を踏まえて要綱案第8章(17)または(21)にある「落札者の責めとならない地域事情等の事由(以下略)」に該当するか否かについてご協議させていただきます。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
69	8章(17) 8章(21)	契約条件	供給開始予定年月の変更 供給開始前の解除等	電力受給契約の締結後に補償金の支払いなしに(当社補記:当社の事由により)運転開始時期が遅延、または契約解除された場合、事業計画に重大な影響が生じるため、系統アクセス設備の建設遅延による供給開始予定年月変更時の免責事項の削除について、ご検討いただきますようお願いいたします。 【類似:No.153】	系統連系設備の建設に係る用地の確保については、発電設備の運転開始予定に支障が生ずることの無いよう真摯に対応して参りますが、設備建設に対する地権者対応等の見極めの期間である契約締結以降1年6ヶ月(今回、応札者側の環境アセス関連免責期間とそろえて見直し)の間は、応札者、当社とも同等の免責期間を設けることが適切と考えております。
70	8章(18)	契約条件	合意による解約	・やむを得ない事由とはどういったことを想定されているのでしょうか。	事業の重要性から、安易な事業計画の変更は双方にとり望ましくないことから、これを極力回避すべきと考えております。「やむをえない事由」について、網羅的に列挙することは困難ですが、例えば急激な経済状況の変化などが該当しうるものと考えております。具体的には落札者と当社との協議事項とさせていただきますと考えております。
71	8章(18)	契約条件	合意による解約	・相手方の合意を得た場合の条件をつける必要性はどういったことからでしょうか。 【類似:No.72】	前回入札時の要綱においては、相手方の合意について明文規定はありませんでしたが、契約実務において、一般的に相手方との間で一定の合意形成が必要と考えられること、また、応札者の融資契約において、当社からの一方的な解約ができないことを明確化し、契約上の事業の安定性を高める意図から、今回入札においては要綱案に規定することといたしました。
72	8章(18)	契約条件	合意による解約	解約条件については、前回募集時同様、「当社または落札者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じた場合、契約を解約できるものとする(解約の時期が供給開始日以降であるときは、原則として7年前までに相手方に申し出る)」とし、相手方の合意は不要とべきと考えます。 理由:発電事業は巨額の投資を伴う事業である以上、入札時の前提条件に大幅な変化が生じ、事業継続を断念せざるを得ない場合の契約解消にかかる事業者の裁量権を確保すべきです。モラルハザードの防止の観点からは、「落札者の原因による解除」等の条項で補償金にかかる規定も定められている以上、「やむを得ない事由」が原因の解約でも相手方の合意を求めることは、特に入札者に対して過大な要求を課しているものと考えます。 【類似:No.71】	No.71をご参照ください。
73	8章(19)	契約条件	契約の解除	・特定期間における年間供給可能電力量の平均値が年間契約基準電力量を下回る場合で、その状態が是正される見込みがない場合については、「契約の解除」ではなく、「不足する差分の電力量に対して応札者が補償を行う」方法も考えられます。 ・建設した電源の有効活用、電力の安定供給確保の観点からは、契約そのものの解除ではなく、上記方策も有効と考えられますので、ご検討を要望致します。	特定期間における年間供給可能電力量の平均が年間契約基準電力量を下回る場合は是正としては、まずは停止計画の合理的な変更等による是正をしていただくことが基本となりますが、その他代替供給など、有効な方策をご提示いただくなど、是正のために有効な協議・合意が整った場合には解約の事由は解消されるものと考えております。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
74	8章(19)	契約条件	契約の解除	<p>原案では、落札者が供給開始予定年月までに供給開始しない場合の契約解除については、猶予期間が設けられておりません。</p> <p>供給開始予定年月の直前に繰り延べが必要となる事象が発生した場合に備え、「(17)供給開始予定年月の変更」手続きのための猶予期間を設けることについて、ご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>【類似:No.147】</p>	<p>建設試運転中等の建設工事期間の最終直前段階での不具合発生などは、極めて稀で特殊な事態と考えられます。そのような事象に対しては、予めの規定を置くことはせず、発生した事象の中で、善管義務に照らし、合理的な範囲で可能な限り速やかにお申し出をいただき、発生事象に対応してゆくものと認識しております。</p>
75	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p>供給開始後の解除に伴う補償について、上限価格と応札価格の差額が利益補償として提示されています。やむを得ない理由により(不可抗力以外の事象)、契約を解除せざるを得なくなった場合に、そもそも安価な応札価格での入札は国民に対して安い電気を届けたいとの思いであるにも関わらず、応札価格が安価であればあるほど補償額が大きくなるのは、不公平感を感じます。</p> <p>また、契約の解除が合意であろうとなかろうと同様の補償が必要になる点は、どのように理解をすれば宜しいのでしょうか。</p> <p>合意であっても、7年前に契約解除の判断がなぜできるのでしょうか。通常の場合であれば、中期計画のも3年先までの予測が限界で、7年前の合意とは、電力会社側の都合でしかないように思います。</p>	<p>契約にもとづく電力受給である以上、双務的に解除の原因者は相手方に対し、契約にもとづいた合理的な補償を行うことが必要であると考えております。</p> <p>今回入札においては、契約供給期間を通じて安定的に供給していただくことを応札条件としており、当社としては契約供給期間中は経済的かつ安定的な供給力として期待しているため、万が一に解除にいたる場合には当社として契約にもとづく経済効果を喪失することとなります。</p> <p>また、火力入札ガイドラインにおいては、一般電気事業者の火力電源については、すべて入札によることが求められており、その募集には“開始時期を踏まえた適正な時期(少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年程度前。)”を考慮して実施することが必要となります。</p> <p>当社が、解除にいたった供給力を入札により改めて調達するためには、上記期間が必要となるため、仮に落札者が解約を検討される場合においては、安定供給を担う供給力であることを念頭に、当社の代替供給力確保に要する期間を踏まえたご判断をいただきたいと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
76	8章(21)	契約条件	供給開始前の解除等	<p><p.92 8.契約条件 (21)解約または解除に対する補償等 ①供給開始前の解約等の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給開始前の貴社の原因による解除等の場合、貴社から落札者に対して「解除等によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします。なお、この場合、落札者は具体的な損失額・その内訳および発生根拠等を説明し、双方協議の上補償金を決定するものとします」との定めがございます。 ・「通常生ずべき落札者の損失」について、下記の点を含める旨を明確化して頂きたいと考えます(備考にて例示されている対象が含まれる点を明示して頂きたい趣旨です)。 <ol style="list-style-type: none"> 1.落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) 2.落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り 3.上記以外で、借入金の繰上弁済や金利スワップ契約の解約等を余儀なくされた場合に発生する清算金など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 <ul style="list-style-type: none"> ・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 <p>【類似:No.81,155】</p>	<p>営業運転開始前の解約における補償金額については、具体的な内容は解約となった段階で実際に考慮されるべき損害を踏まえて個別に協議・決定することが双方にとり合理的なものと考えております。</p> <p>一方で、応札者の融資契約上、受給契約にもとづく事業の安定性・予見性を高めることを目的とし、募集要綱案第8章備考(*46)において、当社が原因による解除等の場合の補償の対象となると考えられる事項を例示いたしております。</p> <p>なお、落札者が、希望する場合は、上記例を受給契約書を補足した規定をすることも可能とし、その旨を要綱案第8章考欄に追記いたします。</p>
77	8章(21)	契約条件	供給開始前の解除等	<p><p.93 8.契約条件 (21)契約の解約 ①供給開始前の解除等の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金をお預かりしている場合、契約保証金が返却されるとの定めがございます。当該記載に関して、契約保証金の返却に際しては利息が付される旨、明記してください。 ・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	<p>契約保証金は、供給開始に至る契約履行の担保としてお預かりします。このため、あくまで供給を開始いただいた場合にのみ利息を付すこととしております。</p> <p>なお、当社の責めに帰すべき事由により営業運転開始前に契約を解除する場合の落札者の損害賠償は、落札者の実損を補償することとしており、契約保証金に対する金利については、落札者の実損の一部としてご請求をいただくものと想定しております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
78	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p><p.96 8.契約条件 (21)解約または解除に対する補償等 ②供給開始後の解除等の場合></p> <p>・貴社事由による解除等の場合、落札者は貴社に対し発電設備の買取請求が可能であり、貴社が同意した場合は落札者の設備を買取することができるものとされています。この場合の買取価格は「残存契約期間の基本料金のうち資本費に相当する部分(固定資産税および出資利益を含む)に、発電設備の保守・運営に関し落札者が締結している契約の解除に係る費用を加えた金額から、解除等ともなう落札者の保険金収入を差し引いた金額を基本として協議するもの」といたします。ただし、当該買取価格は、発電施設に関する落札者の残存借入債務の金額から本施設に係る保険金を差し引いた金額を最低金額といたします。」との記載がございます。</p> <p>・上記の「解除等に伴う落札者の保険金収入」との記載に関して、貴社の原因による解除等によって落札者に支払われる保険金収入とはどのような類のものを想定されているか、ご教示下さい。</p> <p>【関連:No.80】</p>	<p>発電設備の建設・運営において一般的な保険として、以下の保険への加入を想定しております。</p> <p>(建設期間中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物保険(物的損害) ・組立保険(物的損害) ・請負業者賠償責任保険(賠償責任) ・労災保険/使用者賠償責任保険(賠償責任) ・自動車賠償責任保険(賠償責任) など <p>(運転中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険/機械保険(物的損害) ・施設賠償責任保険(賠償責任) ・労災保険/使用者賠償責任保険(賠償責任) ・自動車賠償責任保険(賠償責任) ・操業開始遅延保険(利益保険) など
79	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p><p.96 8.契約条件 (21)解約または解除に対する補償等 ②供給開始後の解除等の場合></p> <p>・貴社事由で解除に至った場合における、落札者に生じる土地賃貸借契約の解除費用は、上記の定めにおける「発電設備の保守・運営に関し落札者が締結している契約の解除に係る費用」に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>供給開始後の当社事由の解除における、落札者に生じる土地賃貸借契約の解除費用は、「発電設備の保守・運営に関し落札者が締結している契約の解除に係る費用」に含まれると考えます。</p>
80	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p><p.96 8.契約条件 (21)解約または解除に対する補償等 ②供給開始後の解除等の場合></p> <p>・仮に落札者が当該保険金を受領するケースにおいては、斯かるリスクを担保する目的で落札者の自主的な判断に基づき落札者の保険料負担により付保した保険契約により支払われたものと想定されますので、発電設備の買取金額を「残存契約期間の基本料金のうち資本費に相当する部分(固定資産税および出資利益を含む)に、発電設備の保守・運営に関し落札者が締結している契約の解除に係る費用を加えた金額」とし、当該買取金額が、落札者が受領する保険金収入の水準により調整されない(保険金相当額が控除されない)建付けとして頂きたいと考えます。また、当該買取価格の下限についても、「残存借入債務」とし、当該買取価格下限額が、落札者が受領する本施設に係る保険金収入の水準により調整されない建付けとして頂きたいと考えます。</p> <p>・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。</p> <p>【関連:No.78】</p>	<p>当社としましては、RFCのNo.78に列挙した保険については、火力発電所建設・運営に関して一般的に付保されているものと認識しており、その保険料については入札価格の一部を構成しているものと認識しております。ただし、実際の解除等の場合の補償金額の協議において、入札価格に含まれないと合理的に判断される場合には、当該保険による保険金の控除はいたしません。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
81	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p><p.96 8.契約条件 (21)解約または解除に対する補償等 ②供給開始後の解約等の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給開始後の貴社の原因による解除等の場合で買取を行わない場合、貴社から落札者に対して「解除等によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします。なお、この場合、落札者は具体的な損失額・その内訳および発生根拠等を説明し、双方協議の上補償金を決定するものとします」との定めがございます。 ・「通常生ずべき落札者の損失」について、下記の点を含める旨を明確化して頂きたいと考えます(備考にて例示されている対象が含まれる点を明示して頂きたい趣旨です)。 <ol style="list-style-type: none"> 1.落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) 2.受給契約の残存期間に対応する基本料金の累計額に、借入によらない資金調達の比率を掛け、契約解除等の時点の現在価値換算をした金額 3.上記以外で、燃料調達に係る長期契約の解約費用、発電所の保守・運営に関する契約の解約費用、および借入金の繰上弁済手数料や金利スワップ契約の解約手数料などの合理的な金融費用など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 <ul style="list-style-type: none"> ・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 <p>【類似:No.76,155】</p>	No.76をご参照ください。
82	8章(21)	契約条件	供給開始前の解除等	<ul style="list-style-type: none"> ・前回、補償免責事項として記載があった、「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画との整合が図られないとして、発電所の計画が認められない場合」の条件を戻して頂きますようお願い致します。(この要素は、前回入札時と変わらず、落札者の責によらない事由と考えられます。) <p>【類似:No.67,68,85,87】</p>	No.68をご参照ください。
83	8章(21)	契約条件	供給開始前の解除等	<ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力事由による場合についても記載願います。(別冊 標準契約書 A-21 第41条2(1)項には記載あり) 	<p>標準契約書A第41条(B第45条)は、第34条ないし第36条(B第38ないし第40条)の解約または解除の場合の補償の規定を意図しておりますので、免責要件の規定としてご指摘の第41条(B第45条)の第2項(1)については、そぐわないものでしたので、訂正(削除)いたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>なお、不可抗力事由による解約の扱いについては、要綱案第8章(24)および標準契約書A第37条(B第41条)に規定しておりますので、そちらをご参照ください。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
84	8章(21)	契約条件	供給開始後の解除等	<p>貴社が希望し落札者が同意した場合は、貴社が落札者の発電設備を買い取ることができるとありますが、落札者は本契約に基づく供給期間以降も継続運転可能なように、落札者の責任負担で設備を保守することもあり、貴社の定める価格での発電設備の買取は必ずしも適切ではないと考えます。従い、買取価格については、設備状況を踏まえ、その価値が適切に反映されるよう協議により決定する旨を明記してくださいようお願い致します。</p> <p>【類似:No.91】</p>	買取価格についての基本的なスタンスは、本要綱でお示したとおりでございますが、実際の設備の買取にあたっては双方誠意をもって詳細な協議を行うものと考えております。なお、当社の買取に関する一切の規定は、当社および落札者の双方合意が前提となります。
85	8章(21)	契約条件	供給開始前の解除等	<p>・契約の解除事由が「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画を含む)との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合」であるとき、本条項が適用され、補償は免責されるという理解で良いでしょうか。</p> <p>・その場合、環境影響評価に要する期間は一般的に36～51ヶ月程度とされていることから、1年6ヶ月以内の解除申し出は困難と考えられます。</p> <p>・そのため、当該事由については、「1年6ヶ月以内」という条件を削除する、もしくは「要綱案p.96(22)不可抗力」の適用を要望致します。</p> <p>【類似:No.67,68,82,87】</p>	No.68をご参照ください。
86	8章(21)	契約条件	解除等の補償金	<p>・上限価格は供給開始後の解約等の補償金の算定に使用されることから、プロジェクトの成否を判断する上で重要な要素となりますので、落札者決定後すみやかに上限価格を開示頂けるよう要望致します。</p> <p>【類似:No.20,21】</p>	No20をご参照ください。
87	8章(22)	契約条件	不可抗力	<p>今後のCO2排出にかかる政策議論の行方に不確実性がある以上、前回入札同様、補償を免責する場合として、環境影響評価の結果、BATの状況変化、並びに「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)で示された国の目標・計画などの変化を事由に発電所の建設が認められない場合を追記すべきと考えます。</p> <p>【類似:No:67,68,82,85】</p>	No.68をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
88	8章(23)	契約条件	不可抗力	<p>・プロジェクトファイナンス組成にあたっては、資本回収に一定の確度があることが不可欠となります。大規模災害時など、12ヶ月を超えて発電支障となるケースも十分に考えられる中、12ヶ月以上の履行不能を条件に契約解除できるという条項は厳しすぎると考えます。(前回(平成24年度)入札募集要綱には、このような条項はなかったと思います)</p> <p>リスクの織込みによる入札価格上昇を回避するためにも、“12ヶ月”の上限撤廃をお願い致します。</p> <p>【類似:No.89,90】</p>	<p>今回の要綱案においては、不可抗力事由に関する扱いの明確化を図っております。不可抗力事由発生後12ヶ月以上にわたり契約の全部または一部の履行不能が継続した場合、双方誠意をもって協議を行った結果として、その状況の解消が見込めないと判断した場合について解約しうるものとしております。</p> <p>したがって、不可抗力事由による契約履行不能な状態が、12ヶ月以上継続したのみで自動的な解約を意図した規定ではありません。双方協議にあたって、不可抗力事由による契約履行不能を余儀なくされている者が、その状態の解消を見込むに足る復旧計画の策定が不能である場合が解約の要因となるものと考えております。</p>
89	8章(23)	契約条件	不可抗力	<p>不可抗力による解約として、12ヶ月以上にわたり契約の全部または一部の履行不能が継続した場合が規定されております。一方で、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、12ヶ月の規定は廃止するか、もしくは契約解除については状況に応じて両社協議とすべきと考えます。</p> <p>【類似:No.88,90】</p>	No.88をご参照ください。
90	8章(23)	契約条件	不可抗力	<p>前の意見(補注No.89)でも言及したとおり、不可抗力の内容通知、及び協議の結論を出す期間については、発生事由によってはより長期に亘るものであることから、「但し、両社協議の上合意した場合にはこれに限らないものとする」旨文言を追加すべきと考えます。</p> <p>【類似:No.88,89】</p>	No.88をご参照ください。
91	8章(24)	契約条件	不可抗力	<p>貴社が希望し落札者が同意した場合は、貴社が落札者の発電設備を買い取ることができるとありますが、落札者は本契約に基づく供給期間以降も継続運転可能なように、落札者の責任負担で設備を保守することもあり、貴社の定める価格での発電設備の買取は必ずしも適切ではないと考えます。従い、買取価格については、設備状況を踏まえ、その価値が適切に反映されるよう協議により決定する旨を明記していただきますようお願い致します。</p> <p>【類似:No.84】</p>	No.84をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
92	8章(26)	契約条件	契約の承継	<p>・落札後、事業運営や資金調達の観点で、入札時点の想定とは異なる事業者が本事業に参画する可能性もあることから、当該事業者が反社会的勢力に該当しないこと、電力供給を行う上で技術的信頼性が確保されることを前提に、入札募集側の了解が頂けることを要望致します。</p> <p>【類似:No24,53】</p>	No.24をご参照ください。
93	8章(4)	契約条件	停止計画	<p>・計画停止の変更について、必要性や妥当性の判断基準を予め明示していただきたい。(入札募集側で正当な理由なく停止計画の変更や計画外作業を拒否しないことを明確にして頂きたい)</p> <p>・仮に変更の基準が標準契約書Aの第15条の策定基準と同様に夏季および冬季を除く時期ということであれば、石炭火力の定検工期は長期のため、夏季または冬季にさしかかる可能性が高いことから、結果として適切な点検・作業ができなくなるリスクを懸念しております。</p>	<p>停止計画の変更および計画外作業の実施については、都度その理由について落札者に説明いただき、当社が実施是非について判断いたしますが、当社は正当な理由なくこれを認めない考えはありません。しかしながら、その判断基準については、その時の需給状況等によって一概に明示することは困難ですので、ご理解くださいますようお願い致します。なお、停止計画の変更にあたっては、年間の停止期間(日数)が増加する場合、変更後の停止計画が要綱案第3章(5)の遵守事項を満足しない場合については原則として停止電力量といたしますが、夏季または冬季の停止計画についても、協議により当社が認めた場合にはこの限りではないものとしております。</p>
94	8章(5)	契約条件	出力変化	<p><p.56-57 8.契約条件 (5)基本的な運転パターン></p> <p>・「出力変化部分である「出力上昇(起動を含む)」、「出力降下(停止を含む)」や、クリンカ落とし等の設備保守等のために必要となる負荷抑制等の通告パターンについては、具体的な発電設備の設計が確定し次第、落札した発電設備毎に別途確定するものとします」「出力上昇、出力下降の所要時間については、停止からの起動部分を除き、最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間以内(出力1%/分以上)としてください」との定めがございます。</p> <p>・上記に定められている「最低出力」の意味の明確化をお願い致します。「最低出力」とはプラントの最低安定負荷との認識で宜しいでしょうか。</p>	最低出力については、安定して連続運転可能な出力帯のうち最低値としております。
95	8章(5)	契約条件	出力変化	<p><p.56-57 8.契約条件 (5)基本的な運転パターン></p> <p>・停止からの起動部分を除く出力変化部分において、「最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間以内(出力1%/分以上)」との規定がございますが、プラント・燃料種別の特性に応じ、当該所要時間(負荷変動時間の設定)につき貴社・落札者間で協議の上決定することは出来ないのでしょうか。また、ここで定められる最低出力から契約最大電力までの所要時間が貴社・落札者間の協議で変更される場合は、当該要綱p.78に定められる超過停止割戻料金の算出基礎となる超過停止電力量の算出方法も併せて変更されるのでしょうか。</p>	<p>最低出力から最大出力までの出力変化速度は、要綱案に規定以内で採用する設備に応じて決定するものとしております。なお、第4回低炭素電力供給システムに関する研究会(H21.1.26)資料によれば、最も出力変化率が遅い発電方式でも「1%/分」とされており、要綱案の2hについては十分余裕を持った設定と考えております。なお、定検等など発電機停止からコールド起動時については除外としております。</p> <p>このため、現在確立されている技術基準に照らして厳しいものではないと考えておりますので、ご理解賜りたいと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄〇印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
96	8章(5)	契約条件	出力変化	<p><p.56-57 8.契約条件 (5)基本的な運転パターン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント特性に応じた負荷追従能力の観点から、停止から起動部分(最低安定負荷までの到達部分)までの所要時間については、落札者がプラント・燃料種別の特性に応じ、任意に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。 	<p>起動から最低出力までの所要時間については、特段制約を設けておりません。落札者のプラント特性に応じ設定して頂きます。</p>
97	8章(6)	契約条件	年間供給可能電力量	<ul style="list-style-type: none"> ・年間供給可能電力量は、落札者が作成する停止計画と運転パターンをもとに算定されるものであるため、御社ではなく落札者側が算定するべきではないでしょうか。(前回(平成24年度)入札においては落札者側が算定することになっていたと理解しております。) ・(年間供給可能電力量は本来落札者が設定すべきものだと思いますが、御社にて設定されるということになる場合) <p>年間供給可能電力量は、事業者が申し出た停止計画および運転パターンに基づき、自動的に(御社の恣意性なく)算定されることを確認させていただきたい。(停止計画および運転パターンに依らず、過小に年間供給可能電力量が設定されるリスクを懸念するものです。)</p>	<p>今回の募集要綱案では、特定期間毎に年間供給可能電力量の平均値が年間契約基準電力量を上回るよう、停止計画が設定されているか審査するため、当社にて年間供給可能電力量を算定するよう見直しいたしました。</p> <p>運転パターンは予め定めるため、年間供給可能電力量の算定に当社の恣意性はなく、一意に定まるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと考えております。</p>
98	8章(7)	契約条件	利用率低下補正	<p><p.58 8.契約条件 (7)通告運用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当社はこれにともなう計画上の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」といいます)を行うものとし、補正の内容については具体的な発電設備の設計が確定し次第、落札者との協議により定めるものといたします。」との記載がございますが、この場合の利用率低下補正の運用方法について、貴社・落札者があらかじめ合意を行うプロセスが必要であると考えます。 ・貴社・落札者間で協議の上、プラントの種類に応じた最低負荷率の保証、部分負荷毎の熱効率の設定、負荷変動・起動・停止等に伴う補助燃料等の実際の燃料使用量に応じた燃料関係諸経費の調整及び負荷変動による熱効率の変動に応じた燃料本体費の調整等を可能にすべきと考えます。 例えば、発電設備における負荷水準毎(部分負荷運転毎)に熱効率の変化を整理した表に貴社及び落札者があらかじめ合意し、売電契約の一部として規定することによって、価格調整が行われるような建て付けを導入する等の措置が取られるべきと考えます。 ・当該要綱上で想定されている利用率低下補正の精算時点についてご指示下さい。落札者の資金繰りの観点からは、年度に1度精算を行う運用ではなく、実績値に即して月次で精算が行われるべきであると考えます。 ・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	<p>利用率低下補正については、発電設備毎、運用方法等(発電機停止、出力抑制等)により異なり、一義的に定めることは困難と考えております。そのため、今回の募集要綱案では、採用する設備の設計が確定し次第、落札者とのご協議により別途定めるものと考えております。</p> <p>具体的には、年間通告電力量を、年間基準通告電力量に対し年間許容調整電力量の範囲で減じて設定する方策(当社が落札者に確認のうえ、端境期に停止を行う、または休日や夜間時間帯の出力抑制)や、発電設備の機能(部分負荷運転可能出力帯)などによって異なるものと考えられます。なお、補正にあたっては、要綱案に規定のとおり、電力量料金(従量料金)に付加してお支払いすることを前提としており、この場合は当該月の受給料金による補正となります。</p>
99	8章(7)	契約条件	アグリゲーション	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリゲーションによる場合、年間、月間、週間の通告についても、複数の発電所を一体的なものとして、通告がなされることが可能であることをご確認いただきたい。 ・また、その際にアグリゲーション(複数の発電所の一体的な取り扱い)での通告となるので、各発電機の出力配分は事業者側で決められることをご確認いただきたい。 	<p>ご指摘のとおり、アグリゲーションの場合における年間・月間・週間の通告値については、複数の発電所を一体的なものとして扱います。その際、通告値における発電所の出力配分は事業者に委ねられます。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
100	8章(7)	契約条件	利用率低下補正	<p>年間通告電力量を年間通告基準電力量に対し減じて設定する場合、発電効率の低下に対する補正を行うとされておりますが、この補正を算定する基準としては、年間通告基準電力量ではなく年間供給可能電力量とすべきと考えます。</p> <p>なお、第三者機関の審査を経た貴社の前回の募集要綱(9章,P58)では、年間供給可能電力量を下回る年間通告電力量を設定する場合に発電効率の低下に対する補正を行うものとして見直しが図られております。</p>	<p>今回の募集要綱案においては、契約上の年間契約基準電力量を大きく乖離した運用とならないよう、停止計画などの設備運用制約にもとづく年間供給可能電力量とは別に、特定期間における各年度の年間電力量の平均が年間契約基準電力量となるよう当社が算定する「年間通告基準電力量」を新たに設定し、この年間通告基準電力量にもとづき、当社から落札者に通告する翌年度の通告電力量を設定することといたしました。このため、補正を算定する基準は、年間通告基準電力量とすることが適切と考えておりますので、ご理解賜りたいと考えております。</p>
101	8章(7)	運用	追加供給インセンティブ	<p>・落札者は、特定期間平均で約束した年間契約基準利用率を満足する義務を負うものであり、落札者の努力によって、実受給段階で点検等の期間が短縮したり不要となったことにより追加的に発電可能となる電力については、落札者に帰属するべきであると考えます。このため、御社からの増通告に関しては、あくまで落札者が希望する場合のみ可能となる仕組みとするべきだと考えます。</p> <p>・(事業者として上記条件を望みますが、御社に増通告の権利が設定されるということになる場合) 当初想定していた停止計画よりも落札者の努力により点検等の期間が短縮したり不要となった場合には、利用率を満足するという義務とペナルティのリスクを負う落札者に対して、増通告を行う際にボーナスを与えるなどして、御社および落札者双方にとってメリットがある条件として頂きますようお願い致します。</p> <p>【類似:No.136】</p>	<p>No.136をご参照ください。</p>
102	8章(7)	運用	変更通告	<p>ガスタービン設備の場合、運転稼働率の低下は、ユニット起動停止回数の増加に直結します。起動停止の際には、通常運転時以上にガスタービンの高温部品(ex.タービン翼や燃焼器等)の寿命に大きな影響を及ぼすこととなり、当初想定していた部品の取替インターバルよりも短くなる可能性があります。また、稼働率低下に伴う燃料消費量減少により、LNG調達におけるTake or Pay条項に抵触する可能性があります。</p> <p>IPP事業としての事業性を確保するという観点からも、年間通告電力量からの変更通告については、御社からの通告に依るのではなく、御社と事業者との協議の上、決定させて頂きますようお願い致します。</p> <p>【類似:No.103,104】</p>	<p>原則として年間通告基準電力量にもとづき年間通告電力量を設定いたしますが、将来的な需要の減少や再生可能エネルギーの大量導入などによる需給変動あるいは燃料価格の大幅な変動などに対しても、当社はお客さまに安定的で経済的な電気の供給を行うために、落札電源を含む当社供給力の最経済的な運用を実現する必要がありますので、当社として最低減の自由度を確保させていただくことについてご理解賜りたいと考えております。</p> <p>なお、年間許容通告調整電力量により年間通告基準電力量から減少して年間通告電力量を設定する場合には、当社からその理由をご説明するとともに、その減少方法について、落札者と確認のうえ実施いたします。また、この場合は利用率低下補正を行うこととしております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
103	8章(7)	運用	変更通告	<p>・年間通告電力量が、年間通告基準電力量から20%減少となり(年間許容通告調整電力量)、さらに変更通告として10%を減少する場合(合計30%減少)、燃料使用量が大幅に変動することから、燃料調達計画に支障をきたすことや、LNG調達におけるTake or Pay(引取義務)条項に抵触するリスクが発生します。</p> <p>・また、ガスタービン設備の場合、起動停止回数の増加により、燃焼器やタービン翼など、高額な部品の寿命を消費し、追加的な修繕費が必要となる可能性があります。</p> <p>・したがって、年間通告電力量の年間通告基準電力量からの変更については、上記、燃料調達や追加コスト等の点で、支障のない範囲での応札者による努力義務として頂きたい。</p> <p>【類似:No.102,104】</p>	No.102をご参照ください。
104	8章(7)	運用	変更通告	<p>貴社が、年間供給可能電力量から年間許容通告調整電力量(契約最大電力に8760時間乗じた値の20%に相当する電力量)を限度として減じた範囲内で年間通告電力量を一方向的に設定した場合は、落札者の事業運営に多大な影響があるため、当該設定を行なう場合は両者間で合意することが前提となることを明記していただきたい。</p> <p>【類似:No.102,103】</p>	No.102をご参照ください。
105	8章(7)	運用	通告運用	<p>落札者にとっては、契約供給期間を通じて当初に定める年間契約基準電力量から大きく乖離しない運用を行うことが望ましく、貴社が設定する年間通告電力量が年度毎に変動する場合においても当該年度および過去3年間の年間通告電力量の平均値は年間契約基準電力量の水準となることを要望します。</p>	今回の募集要綱案第8章(7)に記載のとおり、特定期間における各年度の年間電力量の平均が年間契約基準電力となるように算定した年間通告基準電力量にもとづき、翌年度の年間通告電力量を設定いたします。そのため、特定期間の通告電力量の平均値は、年間契約基準電力量の水準となります。
106	8章(9)	契約条件	料金の変更	<p>震災以降、電力会社は値上げした。現状の燃調制度では回収できない一次エネルギーのコストが増大したためである。このように、電力会社は事業環境の変化に応じて料金変更の機会が与えられている。IPPは一旦契約すれば15年間料金変更は一切認められない。無資源国日本に居る以上一次エネルギー価格の変動リスクは電力もIPPも同様である。にもかかわらず一方には料金改定が許されて一方には許されないというのは明らかに片手落ちである。既存のIPPも含めて早急に改善されてしかるべきことである。</p> <p>【関連:No.108,111】</p>	<p>当社の電気料金(小売)における燃料費調整制度には、調整の上下限が設けられておりますが、今回の募集要綱案による入札電源に対して、燃料費の変動にともなう調整の上下限は設けておりません。</p> <p>また、入札により調達を行う場合、受給契約締結後、予め定める要綱ならびに標準契約による資本費の補正または精算によらない追加コストを受給料金に織り込むことは、入札条件を事後変更することになり、入札の公平性の観点からこれを行うことはできません。</p> <p>なお、要綱案に規定のとおり、電気事業法第22条第8項に定める事項(石油石炭税の相当額の増加、消費税等相当額の増加)については、電事法上認められた入札条件の事後変更として、所定の法手続きにより変更が可能です。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
107	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>本項において、土建工事費相当額の価格補正が規定されていますが、土建工事費に留まり以下については対象になっていないことの根拠が不明瞭ですのでご教示下さい。</p> <p>①発電設備に係る現地工事(据付工事・試運転工事等) ※指摘の背景)土建工事と同様の価格変動が考えられます。</p> <p>②発電設備の製作 ※指摘の背景)大型公共工事にあたっては諸材料費や機械・工具等製作に伴う人件費の高騰も考えられます。</p> <p>③海外製発電設備を導入する場合の為替変動補正について ※国際入札に鑑み、海外製品の採用に起因する事業者と他事業者での円滑な競争のため(例えば補正の根拠として当該輸出国物価指数等の採用など)</p> <p>【類似:No.51,52,135】</p>	<p>土建工事以外については、当社との電力受給契約を締結後、資機材の価格変動、人件費の変動、為替変動等の価格変動要因を含めたEPC契約、フルターンキー契約にて一定程度以上確定されるものと認識していることから、今回の募集要綱案における価格補正対象から除外しております。</p> <p>③についてはNo.51をご参照ください。</p>
108	8章(9)	契約条件	料金の算定	<p><p.68 8.契約条件 (9)受給料金 ①基本料金></p> <p>・基本料金の構成要素である運転維持費について、「入札時に前提とした運転維持費と物価指数と当該年度の物価指数との変動率にて毎年度調整いたします。」とされておりますが、指標に反映されにくい項目(灰処理費用等)が大きく変動した場合、基準金利や建設費の補正と同様、当該変動が受給料金に反映されるべきであると考えます。</p> <p>・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。</p> <p>【関連:No.106,111】</p>	<p>原則として、灰処理方法は必ずしも一律でなく、入札による応札者の創意工夫の領域と考えており、その費用変動に対する一義的な調整に関する規定は設定いたしません。</p> <p>なお、電事法第22条第8項に定める以外の税制あるいは入札時点で予測しえない事由(法令等の新設および改廃を含む)により、落札者の契約履行に大幅な影響が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約(標準契約書案A第56条、標準契約書案B第60条)にもとづき、当社と落札者との間で協議させていただき、契約を変更することもあり得ますが、この場合、現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が必要となるものと考えております。</p>
109	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>募集要綱案 P68 「建設費の補正」</p> <p>「建設費の補正」は、変動幅10%以上を補正対象としていますが、この10%の引き下げについて検討が必要と考えます(参考:公共工事標準請負契約約款における全体スライド対象は1.5%)。</p> <p>【類似:No.117,124】</p>	<p>当社の火力電源入札は、PFI事業や公共工事(請負)とは異なり、予め詳細な原価のご提示を求めるものではありません。したがって、本来原価に対する補正の概念はできるだけ限定すべきと考えております。</p> <p>しかしながら、今般東京が2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地に選出されたこと等を踏まえ、将来的な経済情勢の見通しを考慮し、落札者に想定しえない急激で著しい変化については、これをすべて入札価格上のリスクとして考慮するよりも、当社が一定程度のリスク負担をすることで、入札の競争性を高めることにつながると判断したものです。</p> <p>したがって、建設費の補正にあっても、同様の考えから変動分を反映するとの考えによっておらず、落札者に想定しえない急激で著しい変化を当社負担とするものであり、必ずしも実態の補正を指向するものではありませんが、ご意見を踏まえて建設費の補正の対象とする変動幅については、過去の大幅な物価変化(10%/年程度)のリスクの折半負担として5%とすることといたします。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
110	8章(9)	契約条件	建設費の補正	募集要綱案 P68「建設費の補正」 工事着工後も国内土木・建築工事関連物価の変動懸念があることから、着工以降の建設費の補正(物価スライド)についても考慮いただければ幸いです。	工事の分割発注等も考えられますが、No.109にてお示した当社の電源入札における補正の考え方とおり、物価の変動リスクをすべて当社で負担するのではなく、落札者にも一定のリスク負担をいただき、競争によるコストダウンを期待しております。
111	8章(9)	契約条件	料金の変更	発電に要する費用として、電力卸供給入札募集要綱の確定時に存在しなかった税金等(環境関連など)が新たに賦課された場合には、基本料金または電力量料金に適切に反映されるという理解で良いでしょうか。また、将来的に新たな税金等が賦課されることが落札者決定までの間に決定した場合には、本入札の判定価格の算定において適切に評価されるという理解で良いでしょうか。評価に織り込む場合には、その方法も合わせて提示をお願いします。 【関連:No.106,108】	入札により調達を行う場合、受給契約締結後、予め定める要綱ならびに標準契約による資本費の補正または精算によらない追加コストを受給料金に織り込むことは、入札条件を事後変更することになり、入札の公平性の観点からこれを行うことはできません。 なお、電事法第22条第8項に定める以外の税制あるいは入札時点で予測しえない事由(法令等の新設および改廃を含む)により、落札者の契約履行に大幅な影響が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約(標準契約書案A第56条、標準契約書案B第60条)にもとづき、当社と落札者との間で協議させていただき、契約を変更することもありますが、この場合、現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が必要となるものと考えております。
112	8章(9)	契約条件	エスカレーション	電力卸供給入札募集要綱案8章(9)②電力量料金において、使用燃料に応じた燃料本体費の調整を行うため、一般炭、原油及び粗油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望する場合は、落札者の申し出に応じて受給契約締結までに別途協議するとされているが、落札者が希望する指標が指標性を有していないと判断される場合には希望する指標による調整が認められていない。応札者が希望する指標による燃料本体費調整の可否は、当該電源入札用の燃料調達方針に与える影響が大きいため、応札検討者の個別の照会に応じる等の手段により、入札募集期間中に事前に明らかにして頂きたい。 【類似:No.121】	毎月お支払いする受給料金での燃料本体費の調整において、一般炭、原油及び粗油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望される場合、ご希望の指標を用いることが可能か応札前にお問い合わせいただくことも可能といたします。 ただし、ご希望の指標での燃料本体費の調整が可能な場合でも、入札の特性上、上限価格と各応札事業者の入札価格を同一の条件のもとで評価するためにも、入札価格については、当社が指定する指標(一般炭、原油及び粗油、米国天然ガス)にもとづく適用エスカレーション率にて算定していただきます。 また、受給契約への反映方法や、指標の確認方法等の詳細については、落札後に受給契約の締結までに協議させていただきます。その結果、協議が整わない場合には、入札書類(様式9)合成比率と適用エスカレーション率の算定書により調整させていただきます。 ご指摘を踏まえ、上記の旨を要綱案に反映させていただきます。
113	8章(9)	契約条件	工事費負担金変動額の精算	乙により一方的に通知されないよう、「落札者事由によらない工事費負担金の変動額」は甲乙協議の上決定する旨追記して頂きたいと考えます。	工事費負担金の精算額は、発電設備を連系する一般電気事業者の送電部門から提示された工事費といたします。発電設備を連系する一般電気事業者の送配電部門との間で別途締結する工事費負担金契約に基づき、落札者事由によらない工事費負担金の精算額について説明されますので、公平性は担保されていると考えております。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
114	8章(9)	契約条件	金利補正	環境影響評価書確定日に必ずしも融資契約を締結するわけではないので、制度導入の趣旨に鑑み「環境影響評価書確定日若しくは融資契約締結日の何れか遅い方」に基準日を変更して頂きたいと考えます。 【類似:No.123,132,164】	当社の火力電源入札は、PFI事業や公共工事(請負)とは異なり、予め詳細な原価のご提示を求めるものではありません。したがって、本来原価に対する補正の概念はできるだけ限定すべきと考えております。したがって、建設物価や金利の補正についても、必ずしも実態原価の補正を指向するものではありませんので、一定の合理性にもとづく簡便な仕組みとしておりますのでご理解ください。
115	8章(9)	契約条件	金利補正	株主からの融資であっても、株主が金融機関から借り入れを行っていることから、補正を認めて頂きますようお願い致します。	株主からの借入についても、金融機関等と同等の借入条件にて融資が行われる可能性もふまえ、株主からの借入についても金利補正を認めることとし、その旨要綱案に反映させていただきます。
116	8章(9)	契約条件	建設費の補正	・耐震対策等を実施した場合、土建工事費相当額の合計が、資本費の25%を超えることも想定されることから、土建工事費相当額の上限(25%)を撤廃願います。 ・(土建工事費相当額の合計が、資本費の合計の25%を超えることが許容されない場合) 入札時点では土建工事費相当額が資本費の25%を下回るも、その後の物価上昇により25%を超えてしまった場合の扱いを確認させてください。 土建工事費相当額の全てが補正の対象となるのでしょうか。それとも入札時点の資本費に対して25%を超える分については、補正の対象外となるのでしょうか。 【類似:No.122】	今回の当社入札においては、将来の経済情勢等の見通しを踏まえた募集側、応札側のリスク分担として、建設費の物価補正の仕組みを導入することとしております。 土建工事費の割合は一意に決定すべきでないものと認識しておりますが、案件の原価性の妥当性検証ができない入札による電源募集においては、契約の安定性の面から合理的な範囲で一定の補正対象上限を設ける必要があるものと考えておりますので、ご理解ください。 なお、補正後の土木建築工事費の割合が25%超となることはありうるものと理解しております。
117	8章(9)	契約条件	建設費の補正	・不感帯が10%では、事業性への影響が大きいことから、補正比率が10%未満の場合であっても、補正を認めて頂きますようお願い致します。 ・例えば、日銀が目標としている消費者物価指数上昇率は2%/年であるため、入札募集から環境影響評価確定までを2~3年程度と想定すると、落札者が通常予見できる物価上昇は5%程度と考えられます。不感帯を5%程度に縮小いただくべきではないでしょうか。 【類似:No.109,124】	No.109をご参照ください。
118	8章(9)	契約条件	建設費の補正	・御社より指数として提示して頂いている「建設工事デフレーター」は、全国平均な指標であるため、地域の物価変動を厳密に表したものではありません。 したがって、より厳密に地域ごとの物価変動を反映するために、地域ごとの物価変動を表す公の指標も選択可能とさせていただきますようお願い致します。	今回の募集では、全国からの応札を可能としていることから、全国平均指標となる「建設工事デフレーター」を採用しております。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
119	8章(9)	契約条件	料金区分	<p>・通告超過のイメージ図において、実績受給電力がバンド幅を超えた場合、通告値を超える部分が全て第2種電力量料金となっていますが、通告値からバンド幅までの部分の電力量については第1種電力料金とするべきではないでしょうか。</p> <p>・前回の要綱においては、AFC機能を有している発電設備の場合、AFC幅範囲内(契約最大電力×5%)であれば第1種電力量料金、AFC幅を超える電力については第2種電力量料金を受給できることとなっております。一方、今回の要綱における「通告超過のイメージ」においては、AFC機能を有しない場合の取扱いが記載されていることと料致致します。AFC機能を有する発電設備における第2種電力量の考え方をご教示願います。</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、通告電力量からの乖離(超過・未達)は当社需給運用に影響をもたらすことになるため、実績受給電力がバンド幅を超過した場合は、ペナルティー対象としてバンド幅も含めた電力量を第2種、第3種電力量を適用させていただきます。なお、バンド幅の水準については、現在確立されている技術基準に照らして厳しいものではないと考えております。</p> <p>AFC機能の具備を求めている出力10万kW以上のGTCCについては、要綱案第4章(7)に記載のとおり、電力システム改革の制度設計が示された後に、運用上の扱いを含めて別途協議によりさせていただきます。</p>
○120	8章(9)	契約条件	エスカレーション	<p>・使用燃料がLNGの場合、CIFを指標とすることは認められるのか確認させていただきますでしょうか。</p> <p>【類似:No.44,45,50】</p>	No.44をご参照ください。
○121	8章(9)	契約条件	エスカレーション	<p>・燃料指標は入札参加の判断における重要なファクターであるため、応札者としては応札前に確認させていただきたいと考えます。応札前に事前確認させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>【類似:No.112】</p>	No.112をご参照ください。
○122	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>土木工事費の合計が25%の上限を課されていますが、地点毎の特性を勘案すれば一律に上限を課すべきではないと考えられるので、上限規制を撤廃して頂きたいと考えます。</p> <p>【類似:No.116】</p>	No.116をご参照ください。
○123	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>環境影響評価書確定日に必ずしも土建契約を締結するわけではないので、制度導入の趣旨に鑑み「環境影響評価書確定日若しくは土建契約締結日の何れか遅い方」に基準日を変更して頂きたいと考えます。</p> <p>【類似:No.114】</p>	No.114をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
124	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>・不感帯が10%では、事業性への影響が大きいことから、補正比率が10%未満の場合であっても、補正を認めて頂きますようお願い致します。</p> <p>・当該物価指数の長期時系列を確認したところ、2.5年(入札募集から環境影響評価確定までを仮に2.5年と設定)の間で10%を超える上昇は第二次大戦後でわずか2回しか発生しておりません。これではせっかくご用意いただいた物価補正スキームにほとんど実効性がないことになってしまいますので(落札者が物価上昇に係るリスク対応費用を入札価格に織込まざるを得なくなってしまうので)、不感帯を縮小いただきますようお願い致します。</p> <p>【類似:No.109,117】</p>	No.109をご参照ください。
125	8章(9)	契約条件	エスカレーション・料金の変更	<p>燃料本体費の調整基準として、貿易統計のCIF価格を用いることとされていますが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映しておりません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能とさせていただきたいと考えます。</p>	<p>貿易統計では単位あたりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は5年ごとに更新されるものであることなどを踏まえれば、適切な熱量補正を行うことは困難と考えております。ただし、燃料の標準発熱量が変動したことにより、当初の想定に比して発電費用が大幅に増加・減少し契約履行に大幅な影響が生じた場合には、その時点での諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約書(標準契約書A第56条、標準契約書B第60条)にもとづき、誠実に協議を行い、合理的な結論をえることといたします(協議の結果、変更を行う場合には、現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります)。</p>
126	8章(9)	運用	変更通告時の利用率低下補正	<p>・今回の募集要綱における標準的な運転パターンは、出力100%を前提としていますが、入札募集側の事由により部分負荷運転を行う必要がある場合は、効率低下に伴う燃料費の補正(年間の利用率低下補正ではなく、時々刻々の部分負荷に対する部分負荷補正)を協議により行えることを要望致します。</p> <p>【類似:No.66】</p>	No.66をご参照ください。
127	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>・東京オリンピック等による地域物価上昇は、国交省の公共工事設計労務単価に反映されており、日銀企業物価指数の鉄鋼関連データも一年間(H24~H25年度)で顕著な価格上昇が見られます。しかしながら、本要綱に記載の国交省「建設総合-土木総合-その他土木」(月次)のデータは全国的な指標のため、地域情勢を反映していないものと考えられます。首都圏で電力調達するにあたっては、地域事情を考慮しなければ、従来東京電力が実施していた火力電源開発と状況が乖離しますので、地域特性を考慮した指標とするよう変更願います。</p> <p>【類似:No.118】</p>	No.118をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
128	8章(9)	契約条件	建設費の補正	・補正を行う指標が「建設総合－土木総合－その他土木」となっていますが、土工事に含まれる建築工事の補正も当該指標で行うのでしょうか。建築工事の補正は、「建設総合－土木総合－非住宅－非木造非住宅－鉄骨造非住」(月次)の方が適当ではないかと考えます。	建設デフレーターとしては「建設総合－土木総合－その他土木」と「建設総合－建築総合－非住宅－非木造非住宅－鉄骨造非住」が該当すると考えておりますが、その変化については「建設総合－土木総合－その他土木」とほぼ一致した傾向を示しており、また、「建設総合－土木総合－その他土木」には細目として「電力」が含まれることから、建設費の補正を行う指標は「建設総合－土木総合－その他土木」で実施いたします。
129	8章(9)	価格	入札価格	運転維持費の調整に適用する指標には、為替変動の影響を十分に含む指標が含まれていないため、為替レートも指標として加えてはどうか。国際入札に鑑み、海外製品の採用に起因する事業者と他事業者での円滑な競争のため、外国製品を使用した応募者にもご配慮頂ければ幸甚です。 【類似:No.51,52,107】	No.51をご参照ください。
130	8章(9)	契約条件	工事費負担金変動額の精算	落札者事由によらない工事費負担金の変動分に対応する金利分についても、基本料金にて回収できるよう、補正の対象とすることについて、ご検討いただきますようお願いいたします。 【類似:No.166】	電源線等工事費の算定および入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めて算定していただくことにより、電源線等工事費変動額に対応した金利評価が可能なものと考えております。要綱案において、上記考え方を明記いたします。
131	8章(9)	契約条件	金利補正	建設期間中に発生する金利相当額についても、基準金利の変動に対する補正の対象である旨を明記することについて、ご検討いただきますようお願いいたします。 【類似:No.144】	建設期間中に発生する金利相当額についても、基準金利の変動補正の対象とすることができる旨要綱案に明記いたします。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄〇印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
132	8章(9)	契約条件	金利補正	<p>建設期間中の金利変動リスクへの対応のため、環境アセス完了日以降にも基準日を複数回設定できる以下の仕組みについて、ご検討いただきますようお願いします。</p> <p>【仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセス完了日を基準開始日として、例えば以降1年ごと完工予定日まで基準日を複数回設定する。 ・基準金利は、例えば環境アセス完了日に引用するものがTSR20年物であれば、線形補間等により、以降の基準日ごとに年限を徐々に短くする(例:第2回目基準日では、TSR19年物相当として、市場取引されているTSR15年物とTSR20年物の線形補間から算出)。 ・補正金額は、(1/補正日設定日分)ずつ確定する。 (全4回の基準日設定であれば、25%ずつ補正金額が確定) ・応札時点で設定される基準金利は、上記複数の基準金利の加重平均とする。 <p>【利点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメント完了日のみの基準日では、当該基準日のみのマーケット状況により契約期間の事業収支が左右されるため、結果的に入札者サイドで過度に金利補正額を負担することになる懸念がございますが、上記仕組みにおいては、一定程度の分散化がなされるものと思料します。 ・環境アセスメント完了日において、応札者にて全てのキャッシュフローが契約ベースで固まらない可能性があり、一定程度柔軟性を持たせることで、応札の検討を柔軟化させることができるものと存じます。 <p>【類似:No.164】</p>	<p>当社の火力電源入札は、PFI事業や公共工事(請負)とは異なり、予め詳細な原価のご提示を求めるものではありません。したがって、本来原価に対する補正の概念はできるだけ限定すべきと考えております。</p> <p>したがって、建設物価や金利の補正についても、必ずしも実態原価の補正を指向するものではありませんので、一定の合理性にもとづく簡便な仕組みとしておりますのでご理解ください。</p>
133	8章(9)	契約条件	金利補正	<p>基準金利相当額の補正に用いる基準金利は、20年物のLIBORスワップレートとされておりますが、実調達はその契約期間からより短期の年限(平均して15年前後)となることが想定されます。ついては、より実効的な補正効果を得るため、20年物に限定せず、応札者が実調達の年限として10年?20年物の間で選択可能とすることについて、ご検討いただきますようお願いします。なお、TSRとして掲示されている金利は10年物、12年物、15年物、20年物のみのため、掲示されていない年限については、線形補間により算出した数値を基準金利として選択できるようにしていただきたく存じます。</p> <p>【類似:No.165】</p>	<p>金利の変動補正をご希望の場合、使用する金利についてはTSRとしてTelerateに掲示される6ヶ月LIBORベースの20年、15年、10年もの金利スワップレートから選択、指定いただくことを可能とし、要綱案に反映いたします。</p> <p>なお、ご希望のレートについては、入札時に20年もの、15年もの、10年ものから1種類を選択、指定いただくこととし、様式案の変更をいたします。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
134	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>土工工事費の補正について、土工工事費の増分に係る金利分についても、基本料金にて回収できるよう、補正の対象とすることについて、ご検討いただきますようお願いします。</p> <p>【類似:No.167】</p>	<p>土工工事費の算定および入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めて算定していただくことにより、土工工事費変動額に対応した金利評価が可能なものと考えております。</p> <p>要綱案、補足説明資料において、上記考え方を明記いたします。</p>
135	8章(9)	契約条件	建設費の補正	<p>土工工事費ついて、物価変動の補正条項の追加が行われておりますが、物価変動は、土工工事のみに起こり得ることではなく、プラント設備費、配管、鋼材など資材費も同様に物価変動が発生するものと思料いたします。従いまして、建設費の補正対象を「土工工事費」のみではなく、「建設工事費」とし、設備建設全般の物価変動補正を可能とすることについて、ご検討いただきますようお願いします。</p> <p>【類似:No.107】</p>	<p>No.107をご参照ください。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

№	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
136	9章(1)	運用	追加供給インセンティブ	<p>・現状の受給契約では、「年間供給可能電力量」を応札者の努力で拡大し、入札募集側の電源活用範囲が拡大した場合でも、追加の料金は支払われない仕組みになっております。</p> <p>・また、変更通告期限(前週火曜日)以降でなければ、余力活用に利用できる電力・電力量が確定しないことから、応札者にとって予見可能性が低く、余力活用の規模は限定的になると想定されます。</p> <p>・新設された電源による安価な電力を最大限活用するために、インセンティブが適切に働くような余力活用の仕組みの導入について、検討を要望致します。</p> <p>・上記の一例として、以下のような仕組みを提案致します。</p> <p><余力活用の仕組みの一例></p> <p>(ア)入札の計画を上回る余力活用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時に、応札者から供給契約期間中の各年の最大出力・年度利用率を提示 ・運用段階において、入札時に提示した各年の最大出力・年度利用率を上回る運用が見込まれる場合、応札者側から入札募集側に対して増加可能な出力・年度利用率を提示(提示のタイミングは、年間計画の策定時など) ・入札募集側は、上記増加可能な出力・年度利用率の優先確保権を有する <p>①入札募集側が確保する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札募集側は、応札者に対して、入札時に設定した固定費に比べて割安な単価の固定費を追加的に支払う(安価な固定費で追加電力が確保可能) ・応札者には、追加的な収入が得られることで、供給可能な電力・年度利用率を増やすインセンティブが働く(余力活用可能な量が早期に確定するとともに、マーケット価格によらない収益の確保が可能) ・入札募集側が実際に電力を受電した場合は、上記の追加的な固定費に加えて、可変費を支払う <p>②入札募集側が確保しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者は新電力やJEPX等へ販売が可能 ・なお、応札者が得た利益については、(i)応札者が全額受け取る、(ii)入札募集側と利益をシェアする、の2通りの方法が考えられるが、応札者は計画ベースで固定費の回収が全額可能であり、本収益は追加的な収益であること、入札募集側は年間計画段階等、従来に比べより早期に権利を放棄することから、(ii)入札募集側と利益をシェアすることも一定の合理性があるとも考えられる <p>*なお、定期点検時期の変更等、合理的な理由により、入札時に応札者が提示した各年の最大出力・年度利用率に変更が生じた場合は、双方誠意を持って協議する</p> <p>(イ)入札の計画の範囲内での余力活用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の募集要綱案ベース <p>【類似:No101】</p>	<p>USCやMACCの標準的な利用率は80%程度と考えており、基準利用率を80%とした応札案件の場合、特に利用率変動許容性(±10%)のプラス側の調整代がないことが考えられます。</p> <p>一方、実運用において、毎年度前年に4年度分のご提出をいただく停止計画では、設備劣化診断の結果等の反映や使用重機・作業員の確保状況により、応札時に考慮していた停止計画と比較し、作業工程の短縮が可能なケースも考えられますので、この場合には、落札者からのお申し出を受けた協議により基準利用率(入札時の停止計画の想定)および実態(停止期間短縮の要因)に応じ、双方合意による受給をしたいと考えております。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
137	10章(2)	その他	守秘義務	<p><p.110 10.その他 (2)守秘義務></p> <p>・「当社は、応札者からご提出いただいた入札書類の情報、『第7章(1)応札に当たり満たすべき条件への適合への確認』ならびに『同章(2)価格評価による順位決定』による状況変化に対する評価のために当社NSCまたは関連一般電気事業者の送配電部門から開示を受けた情報は、入札案件の評価以外の目的で使用いたしません」との定めがございます。係る目的外使用の対象となっている情報については、守秘義務の対象にもなることを明記下さい。また、貴社燃料火力カンパニーが第三者と共同して応札する可能性に鑑み、同カンパニーに対する上記情報の開示を禁止する旨を明記下さい。</p> <p>・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。</p>	<p>今回の募集要綱案第10章(2)において目的外使用禁止の対象としている情報の取り扱いについて、以下の内容を追加して取扱の明確化を図ることとし、募集要綱案に反映いたします。</p> <p>・入札案件の評価の目的として中立的機関(火力電源入札ワーキンググループ、ただし非公開の場合に限る)への開示が含まれること</p> <p>・第三者、および当社フュエル&パワー・カンパニーに開示しないこと。</p>
138	10章(3)	その他	再募集	<p>募集規模未達でも再募集しないことになっている。真に未達であれば、将来の電力需給が危くなるのでは？今回だけは再募集しないということか？</p>	<p>今回の入札において、仮に落札規模が募集規模に満たなかった場合に再募集を行わないとした意味合いは、後続の入札を行う場合であっても、不足分の再募集としてではなく、独立した新たな入札として実施することとし、今回入札における前回落札者のような取扱は行わない、という意味合いです。</p>
139	10章(3)	その他	再募集	<p>2013年度の不足分の再募集をかねているため、2013年度落札者が再応札できることになっている。このこと自体おかしいが、逆に今回以降それが認められないとしているのは何故か？不足分の再入札ではないからというように読み取れるが、不足分の再募集と別途の入札と物理的に区別できないではないか。</p>	<p>前回入札時の要綱においては、入札規模の未達を想定しておらず、その扱いが明確化されていなかったこと、また前回落札者を契約未締結のまま拘束し次回入札への参加を禁じることが困難であると考えられる一方、当社としては前回入札結果を最大限留保しながら、さらなる電源調達を目指す必要があったことから、今回の入札に限り、前回落札者も再応札を可能としたものです。</p> <p>なお、今回の入札募集において、落札規模が募集規模に満たなかった場合には、不足分への対応とした再募集は行わず、改めて別の独立した入札として実施をすることを明確化いたします。</p> <p>以上の取扱については、今回の募集要綱案に関する中立的機関においてご審議いただきたいと考えております。</p>
140	10章(3)	その他	再応札	<p>前回入札の落札者が再応札が可能とありました。本来入札の目的は、安価な電源を調達する点にあると認識しています。前回の入札で、9.53円/kWh以下で応札が可能と応札者は判断し落札したにもかかわらず、何故再応札を認めるのでしょうか。入札の目的に反していると思いますので、当該項目の削除(再応札はできないことにすること)を希望します。</p> <p>しかも、貴社自身で前回落札したにもかかわらず、改めて貴社の入札への応札をすることは、貴社関連常陸那珂SPCでの利益確保・増加を目指したものと感じざるを得ません。この点に関する見解を明らかにして頂きたいと思えます。</p> <p>ただし、応札電力量の余剰分に関しての応札は、認めてもよいと思えます。</p>	<p>No.139をご参照ください。</p>

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
141	10章(3)	その他	再応札	前回落札者が今回入札の落札者となり、前回落札者がPPA締結時に提案し、御社により指標性ありとして認められた燃調は、新たな電力受給契約においても変更なく認めて頂けますでしょうか。	前回入札の落札者が再応札の結果、落札された場合、前回入札で締結した受給契約と同じ指標変動に応じた調整を同様に希望されれば、同じ指標にて受給契約を締結させていただきます。
○142	別冊標準契約書A追加	契約条件	標準契約以外の協議事項	事業者がプロジェクトファイナンスによって資金調達を行う場合においては、プロジェクトファイナンスにおいて一般的に求められる倒産不申立特約、責任財産限定特約等の規定を追記することをご了承ください。	事業主体がSPCの場合でプロジェクトファイナンスによる場合について、倒産不申立特約、責任財産限定特約等の規定をおくことを排除するものではありませんが、事業継続に向けた措置についてあわせて確認をさせていただくなど、落札後の協議により検討させていただくこととし、要綱案備考にその旨記載をいたします。
143	別冊標準契約書A前文	契約条件	標準契約以外の協議事項	・実際に締結する契約は受給契約書のみであることから、当該記述は削除し、必要な条項はすべて標準契約書(案)に盛り込んで頂きたい。	入札制度における標準契約書については、入札募集条件の一つとして、公平で公正な競争条件の一つと位置づけられているため、原則としてその変更は認められておりません。 一方で、要綱案にお示ししている条件等については、一律明確な標準契約書への規定が困難と考えられる内容(例.解約時の補償金など)が含まれ、要綱上では備考記載内容など一定の方向性を示すにとどめている事項もあります。 このため、一切の要綱上の記載を標準契約書に反映することはいたしかねますが、要綱で予定する個別協議事項(採用する設備に関する事項、解約時の損害賠償の予約など)については、落札後の受給契約協議において、平行して、あるいは適宜ご協議をさせていただきます。
○144	別冊標準契約書A別紙3	契約条件	金利補正	現時点の別冊【標準契約書】別紙3等を拝見すると、完工後の金利変動については、基準金利の概念により、その変動リスクが一定程度カバーされているとの理解です。一方、応札者は、施設の整備期間(建設期間中)においても、設備の出来高に応じた資金調達をすることが想定されるため、かかる金利の変動リスクについてもカバーする仕組みをご検討ください。 具体的には、①当該増加額については、完工後一括で支払われるとする ②別紙5に当該金利分の欄を追記し(例えば「建設期間中の基準金利相当額」なるもの)、これに相当程度の金利を付して支払うことをご検討ください(繰延支払となった場合には金利が付されることが一般的と存じます)。 【類似:No.131】	No.131をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
145	別冊標準契約書A第2章第10条	契約条件	設備の確認	・第9条第3項において「常に健全な状態」と規定されていますので、本条項に、「第37条に定める不可抗力により設備が損傷した場合における前提復旧等、合理的な理由がある場合は本条第1項から3項は適用しない」という趣旨の一文(例えば、第4項として)を追記願います。	募集要綱案第8章(23)、標準契約A第37条第4項(B第41条第4項)において、不可抗力事由により契約履行義務を果たせなくなった場合の扱いとして規定しており、当該事由が解消されるまでの期間または当該事由による解約をするまでの期間について、契約の履行義務は免除されるものとしております(ただし、契約の完全な履行に向けた回復努力義務は免除されません)。
146	別冊標準契約書A第4章第23条、第24条、第25条	契約条件	通告未達割戻料金 停電割戻料金 超過停止割戻料金	第23条の通告未達割戻料金と第24条の停電割戻料金及び第25条の超過停止割戻料金は「甲の電力設備の事故等」にもとづくか否かで区別されているとの理解ですが、かかる重要概念である「甲の電力設備の事故等」は必ずしも明確ではないように思われます。「甲の電力設備の事故等」に代わって、甲の責めに帰すべき事由の有無で第23条と第24条及び第25条の適用範囲を区別することや、「甲の電力設備の事故等」の概念を明確化するなどの対応をご検討ください。	電力設備の事故等とは、一般的に、落札者の発電設備およびその付帯設備(あわせて電力設備;標準契約書第1条にて定義)のトラブルや管理値異常等の原因による不具合を指すものと認識しております。なお、個別の事象については、落札者ごとに発電形態が異なり、「電力設備の事故等の場合」を限定列挙することは不相当と考えられますので、お申し出いただいた場合に、個別の事象ごとに具体的な状況を確認しながら、通告未達または停電停止のいずれかを適用するか協議により決定させていただきます。
○147	別冊標準契約書A第4章第35条	契約条件	契約の解除	ただし書きに定める「甲と乙の協議」のための期間を確保する観点からも、営業運転開始予定年月までに営業運転開始しない場合にただちに解除事由とするのではなく、一定の猶予期間を設けることをご検討ください。 【類似:No.74】	No.74をご参照ください
○148	別冊標準契約書A第5章第35条	契約条件	契約の解除	“等”とは何を指すのでしょうか。第41条または42条における補償金が補償の全てではないのでしょうか。第34条の解約の条項と同様、“等”は削除願います。	標準契約書A第35条第5項にある「補償等」とは、補償金支払いによる補償または双方合意時の設備買取を指します。(大変申し訳ございませんが、標準契約書A第34条が誤記でしたので、こちらを訂正をさせていただきます。)
149	別冊標準契約書A第5章第37条	契約条件	不可抗力	・(3)および(4)において、「適切な対策」の内容が不明確であることから、標準契約書(案)に内容を明記頂きたい。 (例えば、入札募集要綱案に記載されている地震・津波および関係諸法令を遵守することを「適切な対策」と想定しているのであれば、その旨を記載頂く等)	地震・津波への対策につきましては、募集要綱に従い、確保すべき耐震性を考慮の上、応札者にて設定をお願いいたします。その他の事由については、応札者の判断で対策をお願い致します。
150	別冊標準契約書A第5章第38条	契約条件	契約の承継	ただし書きに「資金調達先に対する担保として、この契約に定める甲の乙に対する権利を譲渡することまたはこの契約にもとづく地位の譲渡予約契約を締結すること」とございますが、金融機関からの資金調達においては他に甲の乙に対する権利に対する(根)質権設定も想定されますので、追記をご検討ください。	標準契約書A第38条(B第42条)但し書きについては、資金調達先金融機関に供する担保として権利を譲渡すること、地位譲渡予約契約と締結することに限らず、“これら担保権の設定・実行”をすることを認める規定としており、ご指摘の担保権の設定も含まれます。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
151	別冊標準契約書A第5章第41条	契約条件	供給開始前の解除等	確認までにご質問させていただきますが、「通常生ずべき甲の損失」には、事業者が建設に費やした費用(実費)やアセス費用は当然含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、「通常生ずべき甲の損失」には、事業者が建設に費やした費用(実費)やアセス費用は含まれると考えます。
○152	別冊標準契約書A第6章第40条	契約条件	供給開始予定年月の変更	補償金の支払について、「営業運転開始日から20日以内」に一括で支払うこととされておりますが、営業運転開始予定年月以降は事業計画上収入があることを前提に各種支払が予定されていることが一般的であり、かかる支払を確保する観点から、補償金を月次の支払とすることをご検討ください。	供給開始年月は予定通りとしていただくことが原則です。供給開始年月の繰り延べを行った場合の補償金については、補償金が確定(供給開始日)したのち、速やかにお支払いいただくことが適当と考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
○153	別冊標準契約書A第6章第40条、第41条	契約条件	供給開始予定年月の変更 供給開始前の解除等	運転開始遅延及び営業運転開始前の解除等について、当事者の責めとならない用地事情等の事由によるものであり、かつ、契約締結後1年6か月以内に申し出た場合には、補償金の支払が免責されておりますが、契約締結後に保証金の支払なしに運転開始時期が遅延し、または契約が解除されますと事業計画に重大な影響が生じますので、これらの免責規定を削除することをご検討ください。この場合であっても、契約締結前に用地について十分な準備を行っていただくことで、不利益は回避可能かと存じます。 【類似:No.69】	系統連系設備の建設に係る用地の確保につきましては、発電設備の運転開始予定に支障が生ずることの無いよう真摯に対応して参りますが、落札者の責めとならない地域事情等の事由および当社の責めとならない用地事情等の事由といった、自治体・地域住民等の第三者事由による発生を回避できない事象については、当事者が適切な対策を講じていれば免責事項としておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。
○154	別冊標準契約書A第6章第41条	契約条件	供給開始前の解除等	・営業運転開始前の解除等の場合であっても、補償の対象となる損失に逸失利益を含めていただきたく存じます。	補償内容については双方イコールフットイングが双務契約の原則と考えております。営業運転開始前の解約はまだ営業運転が始まっていない段階での解約であり、建設段階等で事前に予見し得ない事態が発生するリスクもあることから、逸失利益を含む補償をするのは双方にとってハードルが高まるものと考えており、逸失利益を含まない損失を補償することとしております。
○155	別冊標準契約書A第6章第41条	契約条件	供給開始前の解除等	・補償の対象となる損失に金融費用が含まれることを明記していただきたく存じます。 【類似:No.76,81】	No.76をご参照ください。
156	別冊標準契約書A第6章第41条	契約条件	供給開始前の解除等	・なお書きにおいて、甲及び乙が「双方協議のうえ補償金を決定する」とございますが、客観的に発生した損失については、貴社との合意を経ることなく損失補償の対象としていただきたく存じます。 【類似:No.157】	標準契約書A第41条第1項(2)による「通常生ずべき甲の損失」については、限定列举をすることは困難であると認識しております。具体的な内容につきましては、合理的である必要があるものと考えております。したがって、補償金(損害)に関する算定根拠等をお示しいただき、誠意を持って確認のうえ、決定するものとさせていただきますので、ご理解ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
157	別冊標準契約書A第6章第42条	契約条件	供給開始後の解除等	なお書きにおいて、甲及び乙が「双方協議のうえ補償金を決定する」とございますが、客観的に発生した損失については、貴社との合意を経ることなく損失補償の対象としていただきたく存じます。 【類似:No.156】	No.156をご参照ください。
○158	別冊標準契約書A第8章第47条	契約条件	表明保証	第1項の表明保証事項が真実に反するもしくは不正確であることが発覚した場合、速やかに相手方に通知する旨の規定をご追記ください。	ご意見を踏まえて、相手方に対する通知を行うこととして、標準契約書案を修正いたします。
○159	別冊標準契約書A第8章第55条	契約条件	守秘義務	「秘密情報」の定義を設けることをご検討ください。特に、公知情報、相手方から受領する以前から保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報等については、秘密情報に含まれないことを明確化していただきたく存じます。	ご指摘を踏まえ、要綱案および標準契約書案において、公知情報、相手方から受領する以前から保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報等については、秘密情報に含まれないことを明確化させていただきます。
160	別冊標準契約書A第8章第55条	契約条件	守秘義務	例外的に秘密情報の開示が許容される場合(出資者や融資金融機関(その候補者を含む)への開示、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家への開示、法令や公的機関からの要請に基づく開示等)について、ご追記ください。	契約の重要性に鑑み、第三者に契約内容および秘密情報を開示する必要が生じた場合(ただし、落札者が電事法の定めにより行い、入札条件の監督官庁への届出を除く。)には、例外なく事前に相手方の書面による承諾を必要とするものといたします。
○161	別冊標準契約書A第8章第56条	契約条件	標準契約以外の協議事項	<p.A-26 第56条> ・「この契約に定めのない事項またはこの契約により難い特別な事情が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとす。」との記載がございます。 ・ここに定められる協議とは、どの程度の柔軟性を以て行われるものか、ご教示下さい。要綱に定めのない事項について、貴社・落札者間の協議に基づき別途付帯契約書・覚書等を締結可能との理解で宜しいでしょうか。その場合、募集要綱p.54に記載される「細目規定」との違い・関係をご教示ください。また、両者の協議に基づき、要綱に記載がある事項につき変更する旨、覚書を締結することは許容されるのでしょうか。 ・円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、標準契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべきと考えます。	要綱および標準契約書からの変更ではなく、かつ入札としての競争条件の変更にあたらぬ範囲であり、要綱および標準契約書において、別途協議としている項目および規定のない内容については、受給契約に付帯して別途細目規定として締結させていただきます。 落札候補者選定における公平性を阻害しないため、要綱および標準契約書において、別途協議としている項目および規定のない内容等を除き、標準契約書による契約をお願いしておりますが、入札時点で予測しえない事由(法令等の新設および改廃を含む)により、落札者の契約履行に大幅な影響が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ、当社と落札者との間で協議させていただき、契約を変更することもあり得ます。 なお、協議の結果、変更を行う場合には、現行法下では電気事業法第22条第1項による料金規制への移行が前提となります。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
162	別紙2	スケジュール・入札条件	システムアクセス	<p><p.117 別紙2システムアクセスに関する手続き等の流れ 2接続検討の申込み></p> <p>・貴社NSCは、「原則として接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を回答いたします」とされておりますが、原則が適用されず3か月以内の期限を越える場合としては、どのような事態を想定されているでしょうか。</p>	<p>当社は、電力系統利用協議会ルールで示されているとおり、接続検討申込みに対して、500kW未満は原則として2か月、500kW以上は原則として3ヶ月以内で回答しておりますが、大規模な系統増強工事が必要となる場合や特殊な技術検討を要する場合等には、やむを得ず標準検討期間を超過することがあります。</p> <p>標準検討期間を超過する可能性が判明した場合には、予め申込者さまへ事情をお伝えします。</p>
163	別紙2	スケジュール・入札条件	システムアクセス	<p><p.117 別紙2システムアクセスに関する手続き等の流れ 2接続検討の申込み></p> <p>・入札の公平性を担保すべく、仮に3か月を超える場合は、かかる遅延の対象となった応札検討者が応募期限に間に合わないといった事態を避けるために、当該超過期間の範囲で応募期限を延長する等の措置により、応札検討者が影響を受けないような建付けとして頂けますよう、お願い致します。</p>	<p>標準検討期間3ヶ月を超過しないよう努めますが、大規模な系統増強が必要な場合や、特殊な技術検討を要する場合等には、標準検討期間を超過する可能性があります。</p> <p>また、当社からの接続検討回答を踏まえた応札判断に要する時間も考慮し、応札締切日から遡って十分な期間を確保して、接続検討申込みをお願いします。</p>
○164	別冊標準契約書A別紙3	契約条件	金利補正	<p>環境アセスメント完了日のみの基準日では、当該基準日のみのTSR20年もののマーケット状況により超長期の事業収支が左右されることになるため、結果的に東京電力サイドで過度に金利補正額を負担することになる懸念がございます。環境アセスメント完了日を基準開始日として、例えば以降1年ごと完工予定日までに基準日が複数回設定されるといった仕組みをご検討ください。</p> <p>【類似:No132】</p>	No.132をご参照ください。
○165	別冊標準契約書A別紙3	契約条件	金利補正	<p>今次募集要綱に基づき発電所の新設を行った場合、事業期間として着工から投資回収まで約20年程度の超長期のプロジェクトが想定されます(長期安定電力の確保の観点から、PPAの期間をご想定の上最長期間の15年として想定)。この場合、資金効率を踏まえると、対象施設の施工の出来高に応じた資金調達と、売電収入に応じた資金回収といった流れが想定されます。かかる投資回収のキャッシュフローを想定した場合、当該キャッシュフローに対する金利感応度が高いTSRの年限が、基準金利の概念にふさわしいものと考えます。換言すると、基準金利の考え方において、20年を通じて残高が増減するキャッシュフローに対して、(TSR20年ものが前提としている)プレットローンのキャッシュフローはマッチしないものと思われます。感応度の高い年限は、厳密には応札者の想定する事業ごとに異なるものの、市場で取引されている基準金利の候補としては、15年ものが相応しいものと考えられます。事業にマッチした基準金利を設定することは、東京電力が将来的に負担しうる金利上昇リスクについても市場にマッチしたものになる蓋然性も高くなり、合理的なコストの電力調達に資するものと思われます。</p> <p>【類似:No.133】</p>	No.133をご参照ください。

※網かけ:ご意見を踏まえて入札募集要綱案の見直し等を行ったもの
 ※番号欄○印:資料5の中で取り上げたご提案内容

No	対象箇所	大項目	キーワード	意見	当社回答
166	別冊 標準契約 書A別紙 3	契約条件	工事費負担金変動額 の精算	別紙3、1.電源線等工事の精算において、応札者の事由によらない工事負担金の増加が発生した場合、当該増加分はいったん応札者が立て替えることが想定されるにも関わらず、実質的に東京電力から応札者に対する支払いは、繰延払いになることを想定されているとの理解です。この場合、一般的には繰延払いである以上、当該支払に際しては相当程度の金利を上乗せして支払うべきと存じますので、対応ご検討ください。 そもそも、応札者の事由によらない工事負担金の増額分であれば、基本料金の一部等として、差額確定後速やかに東京電力から応札者に支払われる仕組みをご検討ください。 【類似:No.130】	No.130をご参照ください。
167	別冊 標準契約 書A別紙 3	契約条件	建設費の補正	別紙3、3.土木・建築工事費の補正において、インフレーションによる土木・建設工事費の増加が発生した場合、当該増加分はいったん応札者が立て替えることが想定されるにも関わらず、実質的に東電から応札者に対する繰延払いとなることを想定されているとの理解です。この場合、一般的には、繰延払である以上、当該支払に際しては相当程度の金利を上乗せして支払うべきと存じます。 また、土木・建設工事費の増額分は、基本料金の一部等として、差額確定後速やかに精算することをご検討いただきますようお願い申し上げます。 【類似:No.134】	No.134をご参照ください。